

取引適正化 自主行動計画フィードバック説明会 (Web)

日時：2026年3月26日（木）10：30～11：30（60分）

■取引適正化に関する政府の方針（経産省自動車課）【15分】

■部工会からの説明

1. 自主行動計画のフォローアップ調査結果のまとめ（SC部会副部会長） 【15分】

2. 取引適正化に関する部工会の活動状況（SC部会部会長） 【15分】

■質疑応答【15分】

■部工会からの説明

1. 自主行動計画のフォローアップ調査結果のまとめ

1.フォローアップ調査結果概要

(1) 基礎情報

- ・ 調査期間：2025年11月4日～12月5日
- ・ 調査企業：日本自動車部品工業会・正会員425社

| | |
|-------|-----|
| 調査企業数 | 425 |
| 回答企業数 | 243 |
| 回答率 | 57% |

| 企業規模別回答率 | |
|----------|-----|
| 大企業 | 71% |
| 中堅企業 | 70% |
| 中小企業 | 45% |

中小：資本金3億円以下、従業員300人以下
中堅：資本金3億円超かつ
従業員300人超～1,000人以下
大：上記以外

1. フォローアップ調査結果概要

(2) 回答概要

■属性と回答区分

| | |
|------|--|
| 属性 | 「ティア1」または「ティア2以降」を選択 |
| 回答区分 | 「発注者」：中小企業の仕入先との取引全般 または 取引金額が最も大きい中小企業の仕入先との取引について回答 「受注者」：取引金額が最も大きい顧客との取引について回答 |

■設問

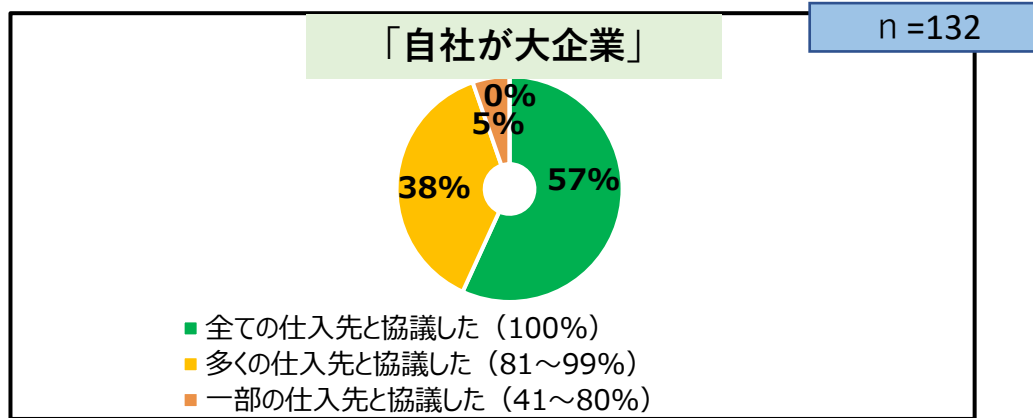
| 項目 | 発注者 | 受注者 |
|--------------------|--|------------------------|
| 価格協議 | 仕入先との協議の度合（協議比率） | 顧客との協議状況 |
| 労務費の価格転嫁 指針への対応 | 指針の遵守状況 | －（設問無） |
| 価格転嫁 | エネルギー費、原材料費、労務費の価格転嫁の割合 | |
| 減額要請 | 歩引きやリベート等の要請有無 | 歩引きやリベート等の要請の受入有無 |
| 支払条件 | 支払方法（現金/手形等）と支払手形等のサイト | 受取方法（現金/手形等）と受取手形等のサイト |
| 型取引 | 適正化や改善への取組み （取引条件の明確化、支払早期化、保管費や廃棄費の支払い、不要な型の廃棄等） | |

（注）働き方改革・知財等に関する項目は、今回の報告から除外（大きな課題は見当たらなかった為）

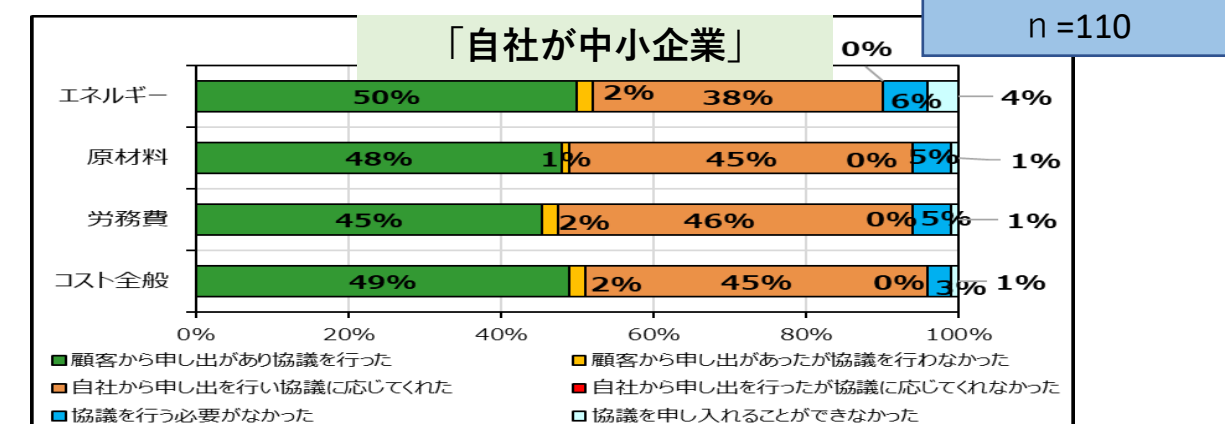
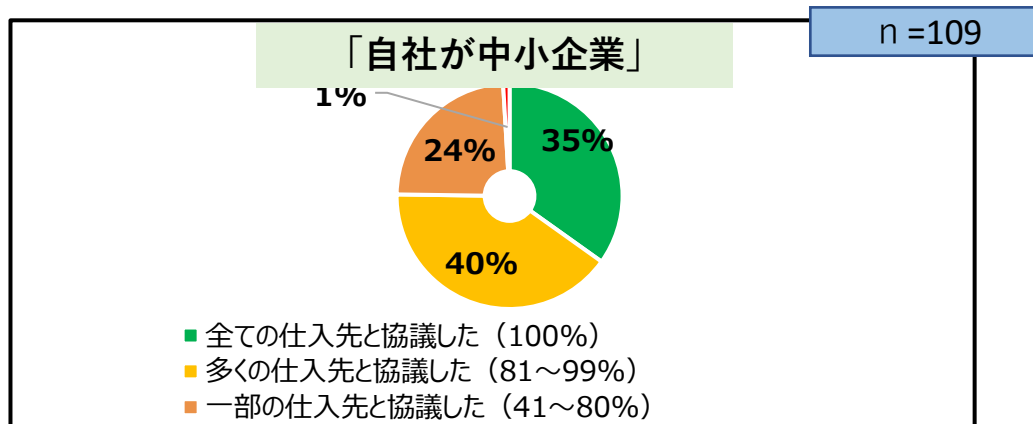
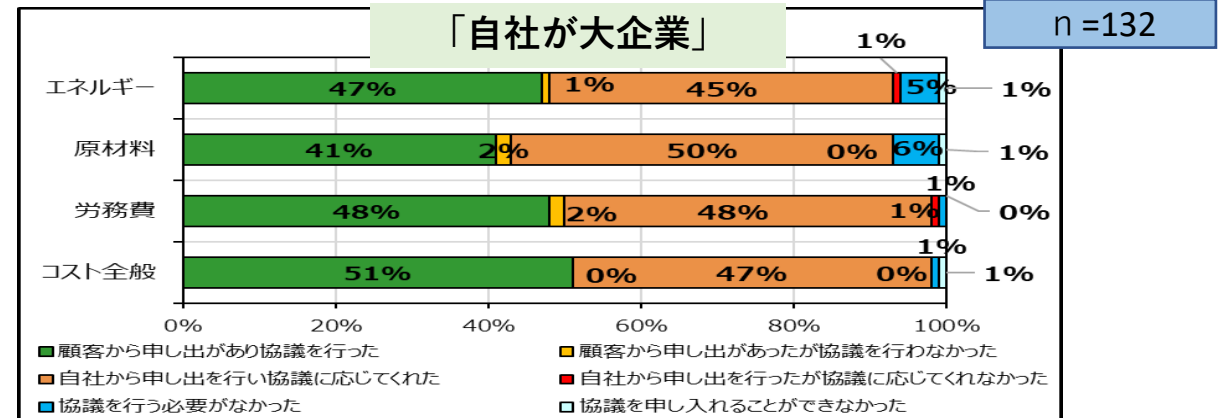
(3)回答まとめ

■価格協議

発注側4：2025年度適用単価の決定時の協議実施状況



受注側7：顧客と2025年度に適用する単価の決定・改定にあたる協議実施状況



【発注側】

- ・「全てまたは多くの仕入先と協議」した割合が高く、価格協議は浸透しつつある。
- ・自社が中小企業の方が、協議の割合が低い傾向にある。

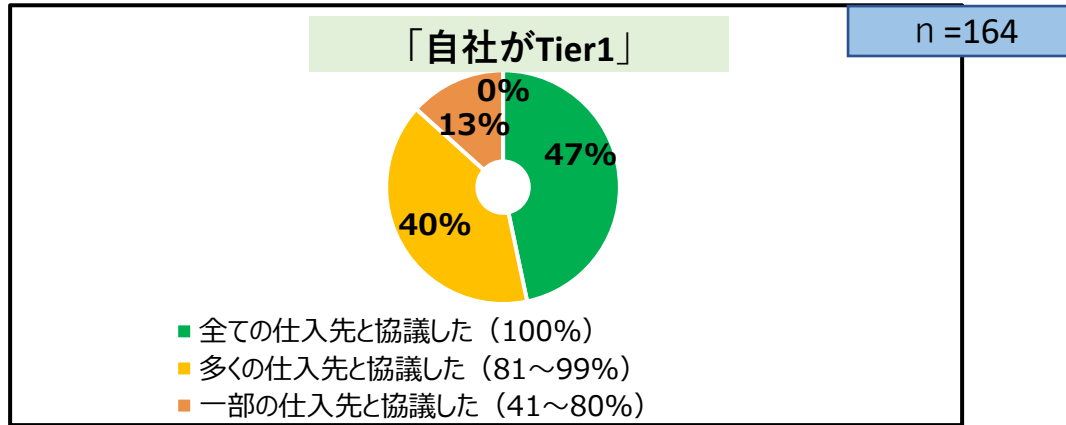
【受注側】

- ・約5割弱が、顧客からの申し出を受けており、昨年（約4割）より改善している。
- ・顧客が協議に応じてくれなかったとの回答は、ほぼ無し。

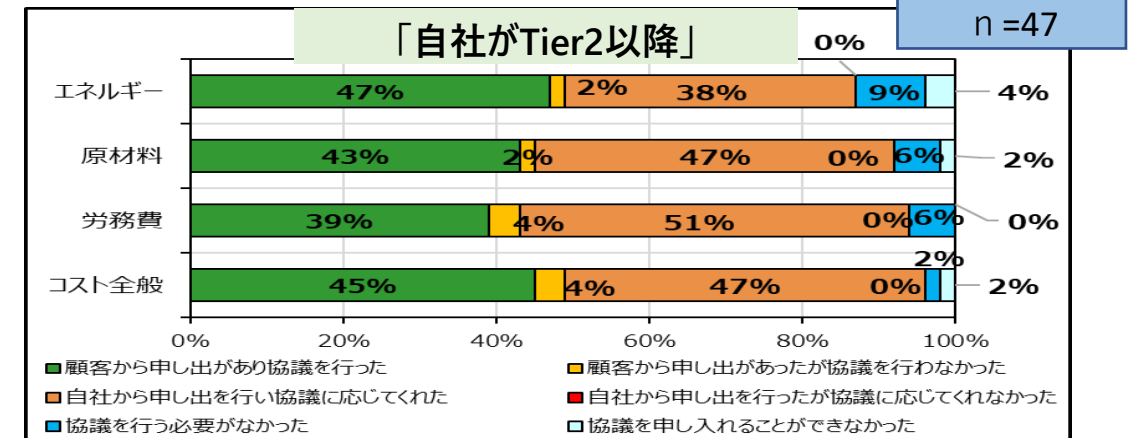
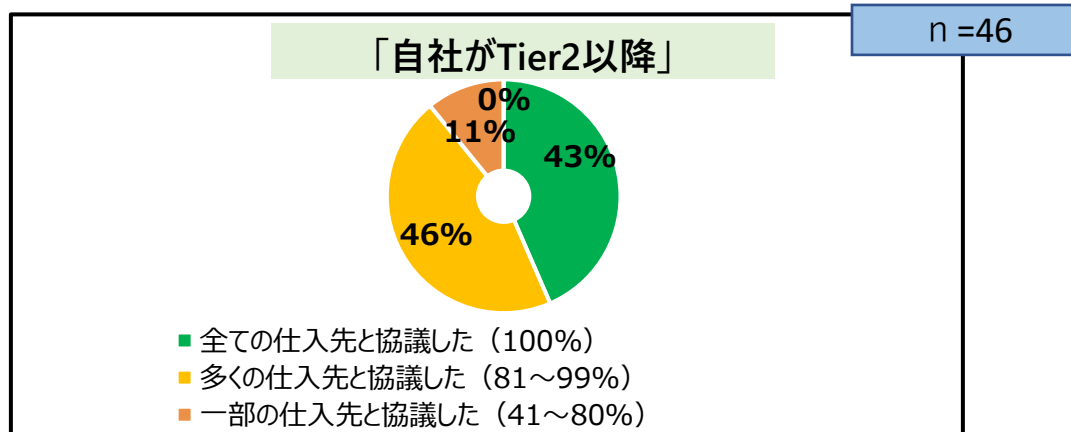
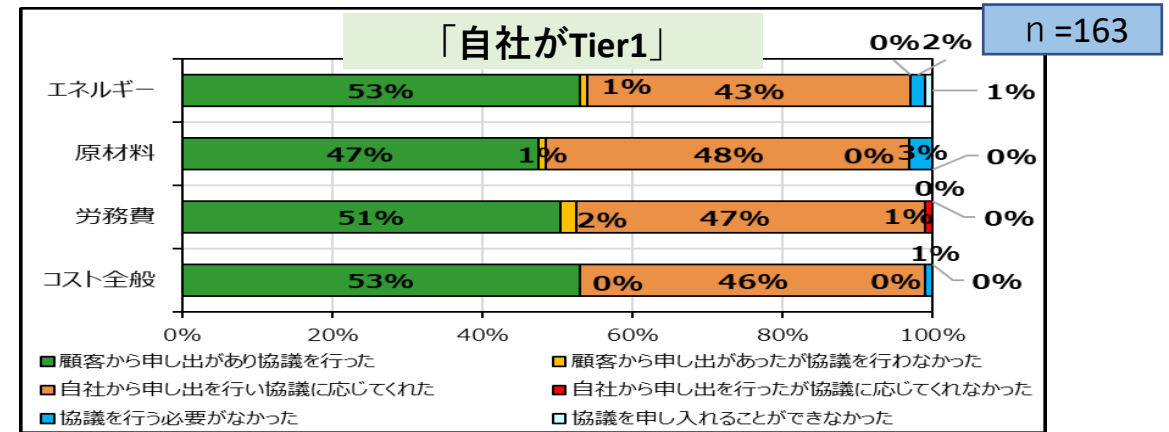
(3)回答まとめ

■価格協議

発注側4：2025年度適用単価の決定時の協議実施状況



受注側7：顧客と2025年度に適用する単価の決定・改定にあたる協議実施状況



【発注側】

「自社がTier1」または「Tier2以降」の優位差は、殆ど無し。

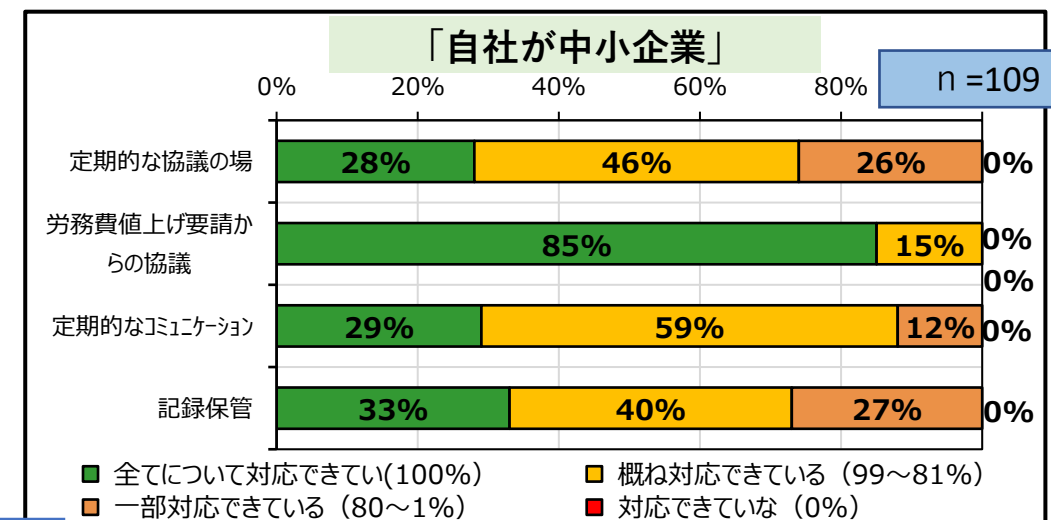
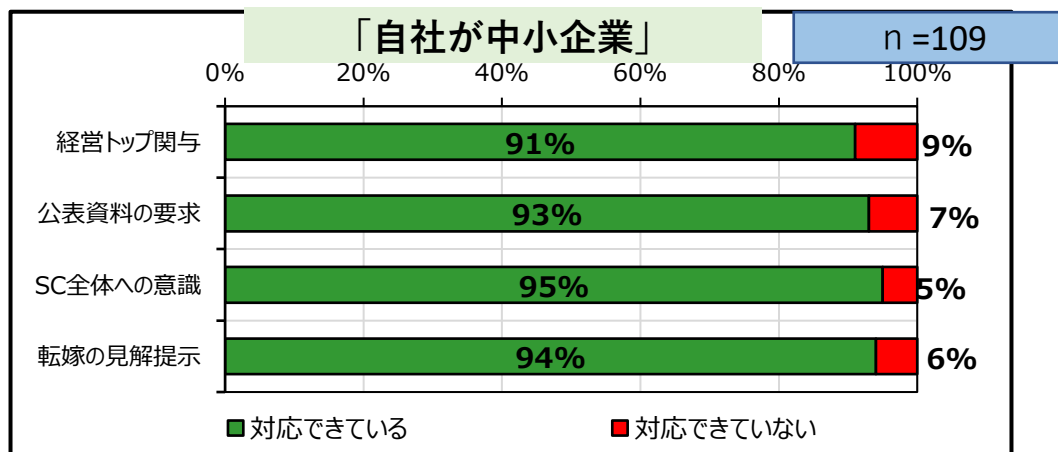
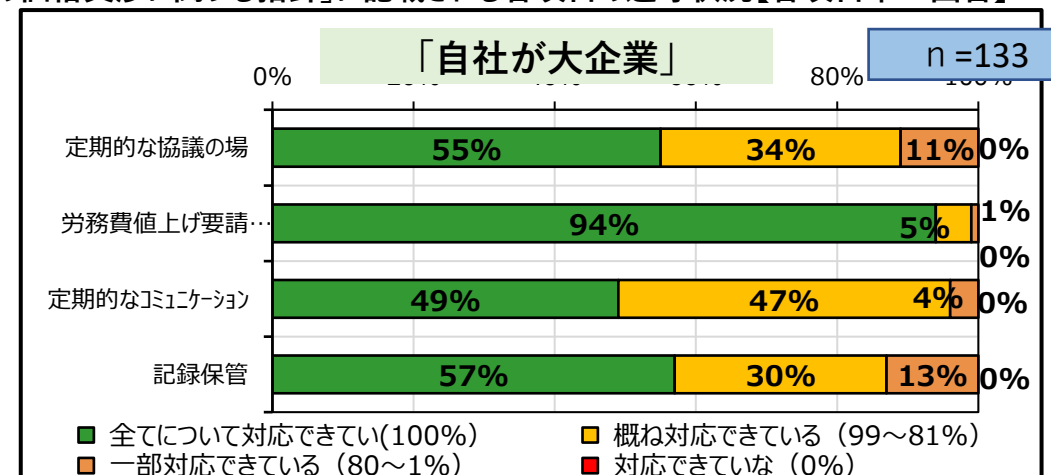
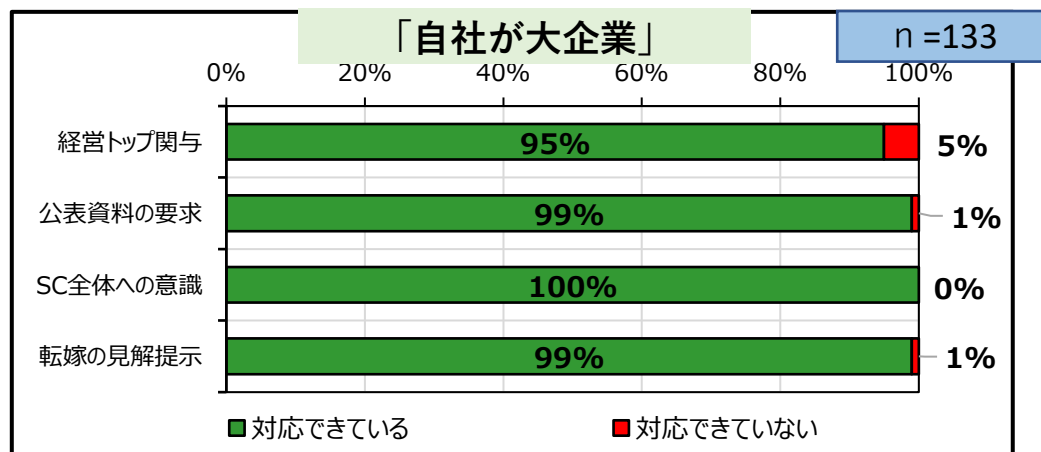
【受注側】

「自社がTier2」の方が、顧客からの申し出の割合が若干低い。
 → OEMよりも、Tier1企業からの能動的な働きかけが、若干弱い。

(3) 回答まとめ

■「労務費の価格転嫁指針」への対応（設問は発注側のみ）

発注側6：直近1年間の仕入先との取引について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目の遵守状況【各項目単一回答】



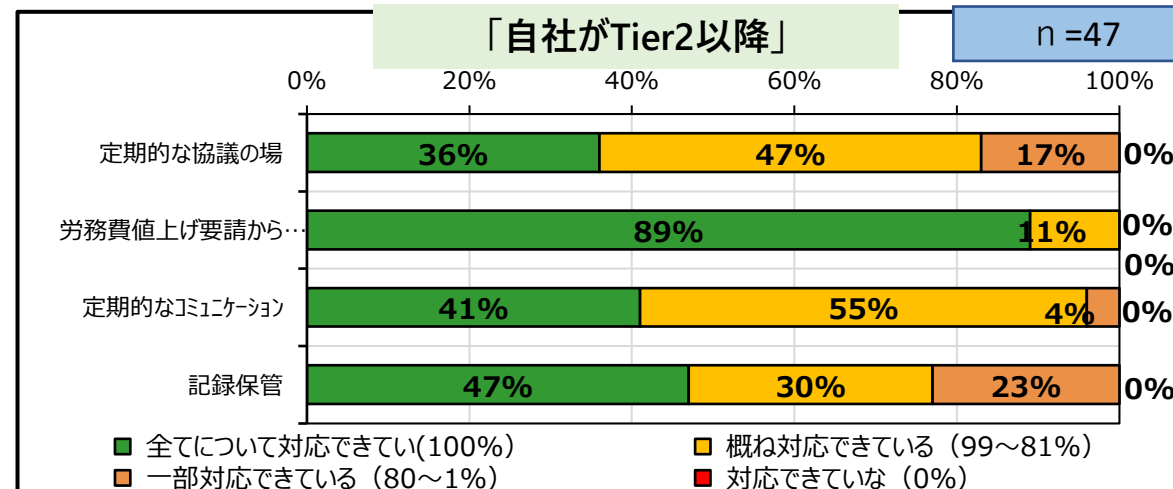
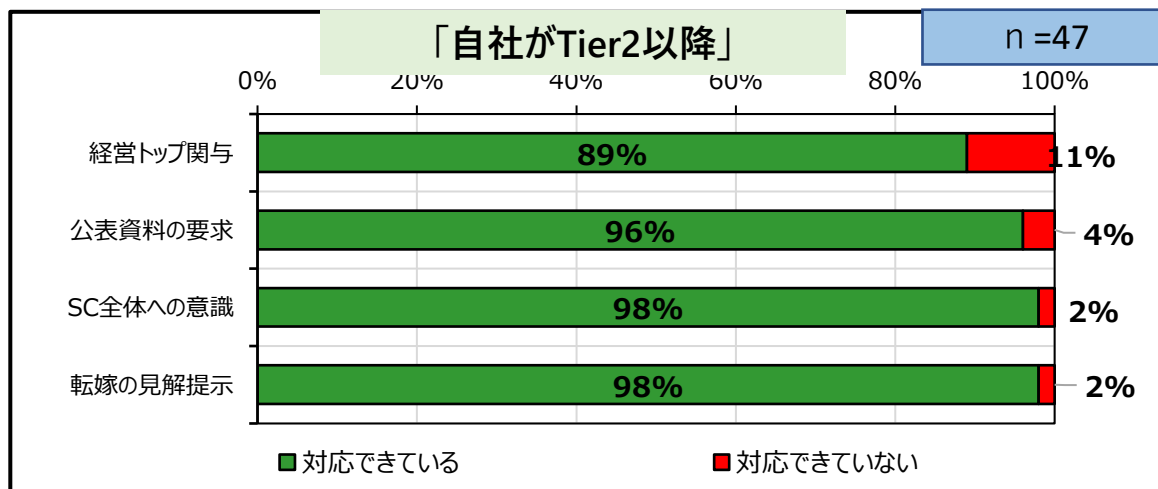
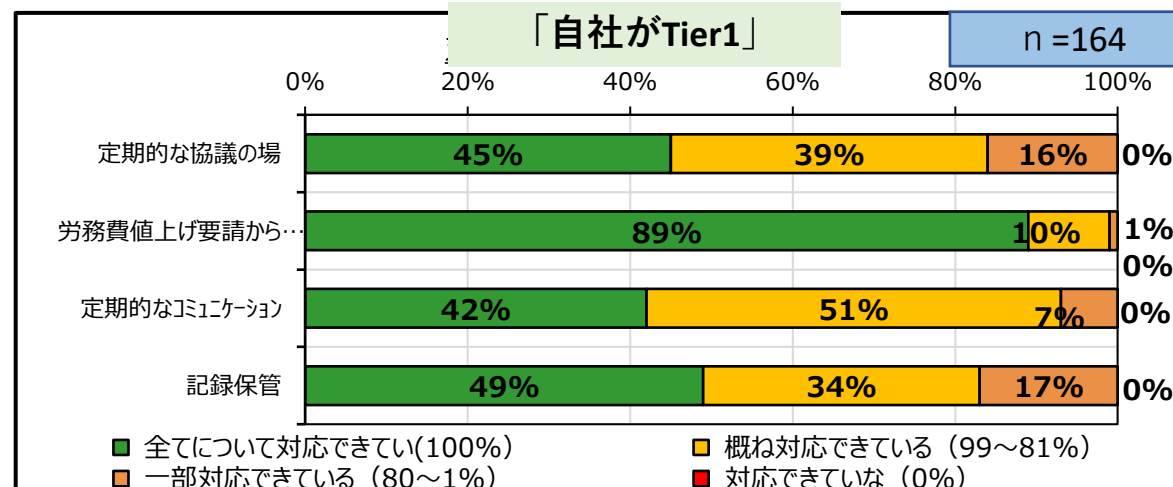
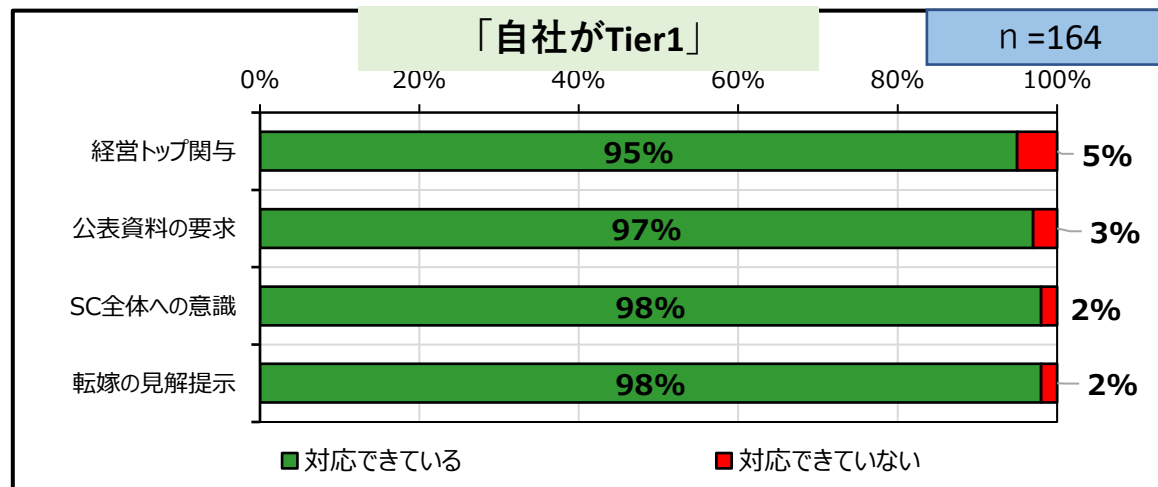
【発注側】

- ・公取委の指針に沿った行動が定着しつつあるが、「定期的な協議の場の設定」「定期的なコミュニケーション」「記録保管」は、中小企業の方が若干スコアが低く、また、全体としても改善の余地がある。

(3)回答まとめ

■「労務費の価格転嫁指針」への対応（設問は発注側のみ）

発注側6：直近1年間の仕入先との取引について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目の遵守状況【各項目単一回答】



【発注側】

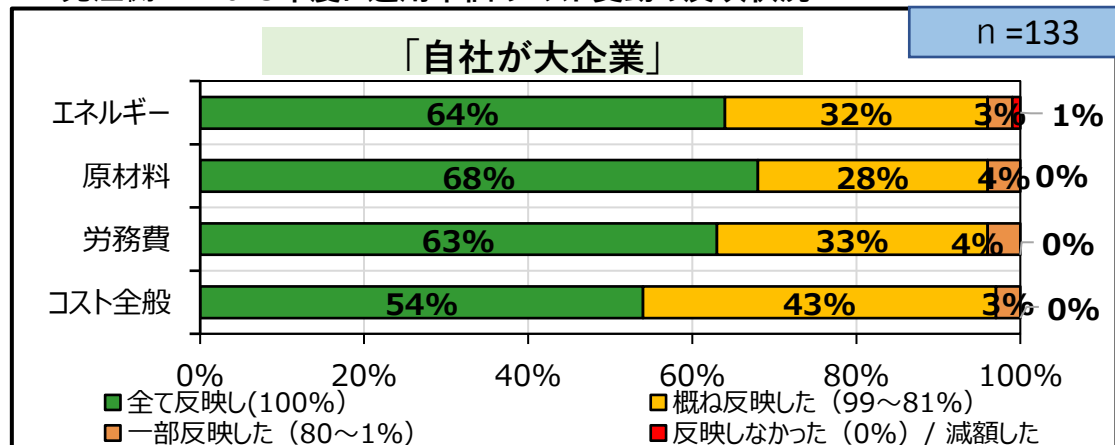
「自社がTier1」または「Tier2以降」の優位差は、殆ど無し。

(3)回答まとめ

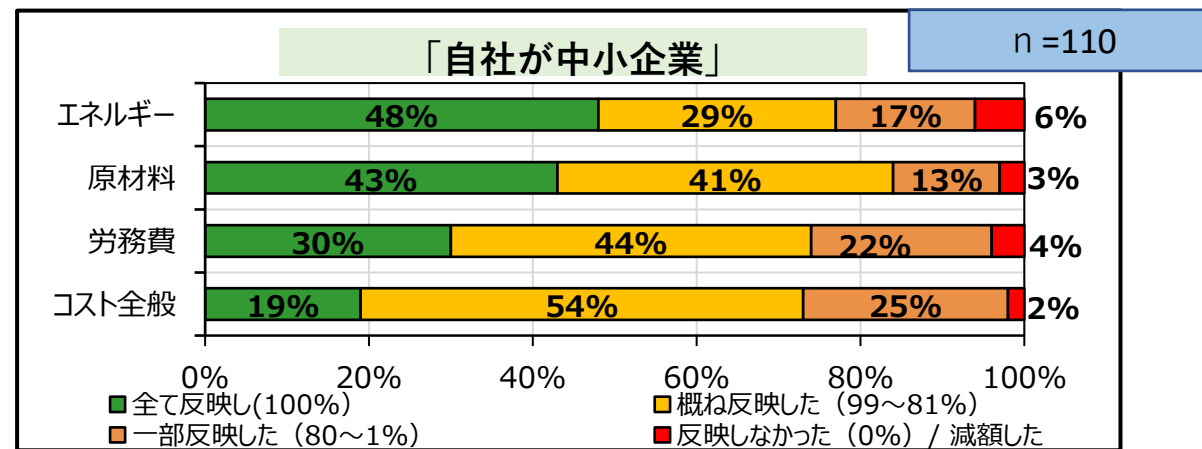
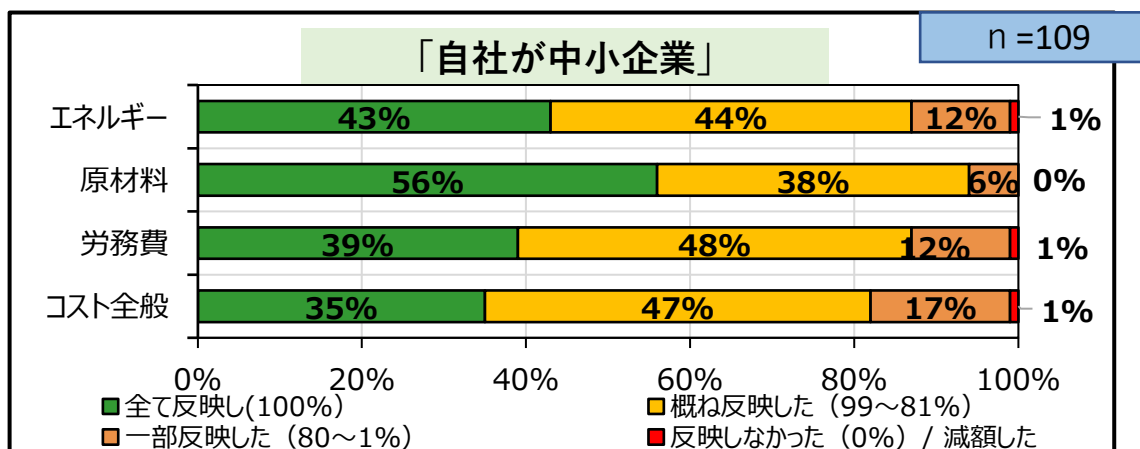
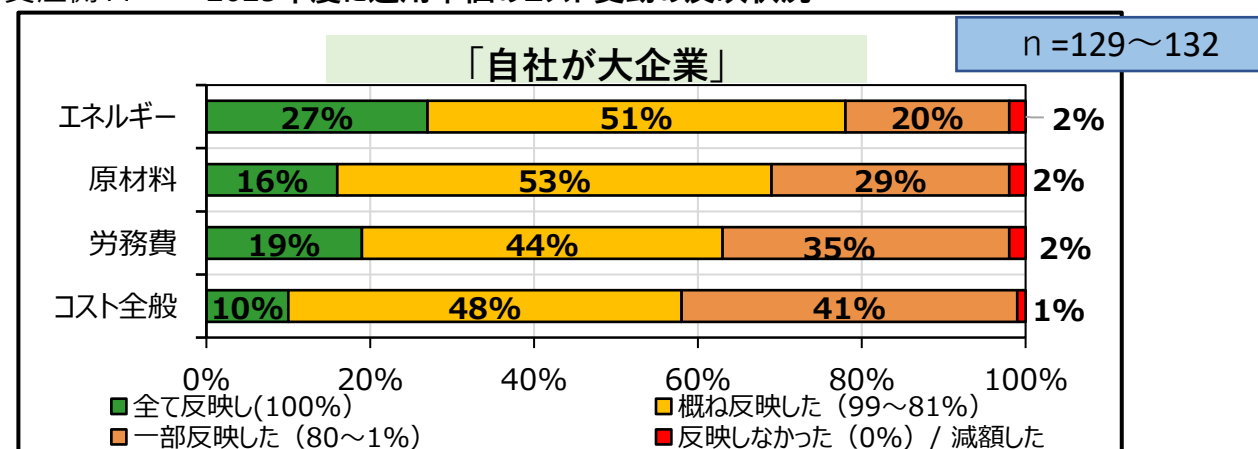
■価格転嫁

「発注側」「受注側」共に、昨年の調査よりも、スコアは改善。

発注側7：2025年度に適用単価のコスト変動の反映状況



受注側11：2025年度に適用単価のコスト変動の反映状況



【発注側】

- 全費目において、「全てまたは概ね反映」の割合が約9割に達しており、価格転嫁は確実に進展している。
- 自社が中小企業の方が、価格転嫁の割合が若干低い。

【受注側】

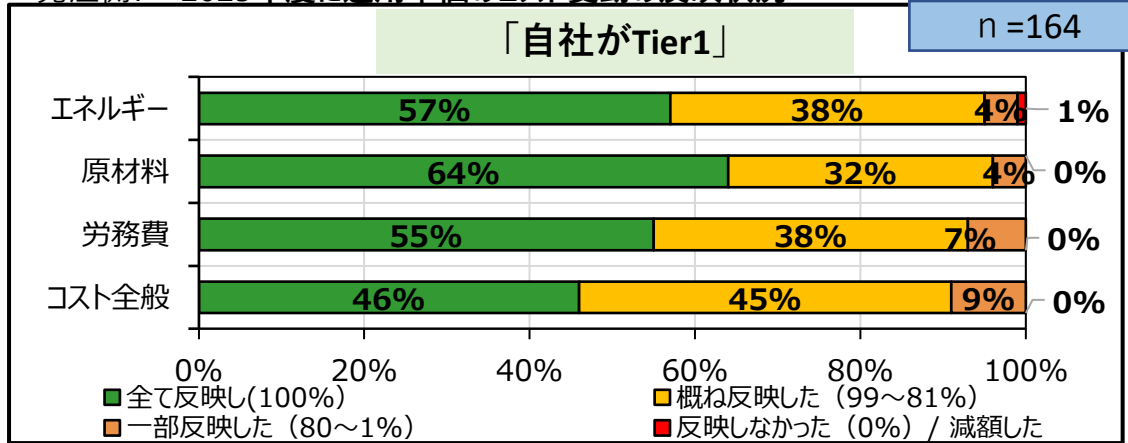
- 大企業は、特に労務費について「一部反映」「反映せず」の割合が4割近くになっており、顧客からの転嫁が道半ばの状態。
- 中小企業は、大企業よりも転嫁を受けているが、労務費の転嫁を受けている割合は、他の費目よりも低い。

(3)回答まとめ

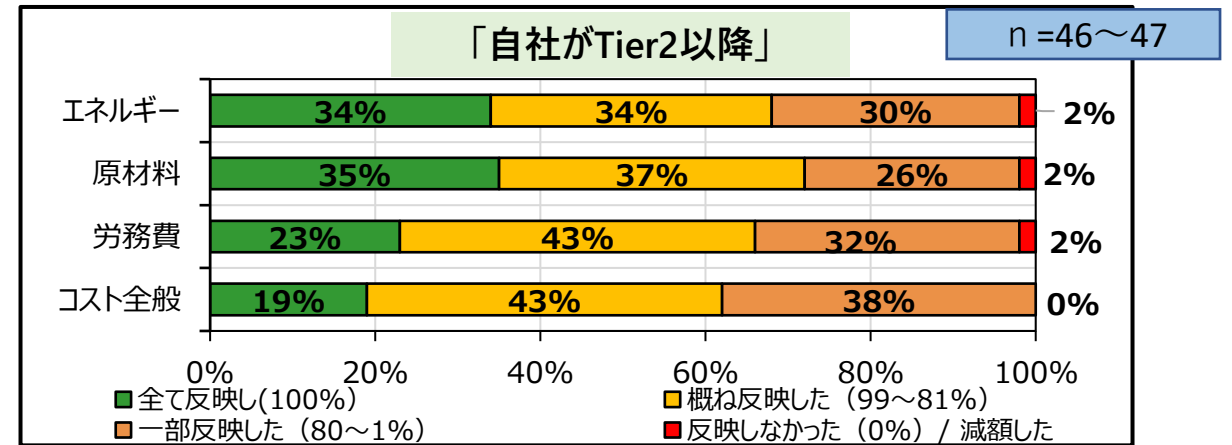
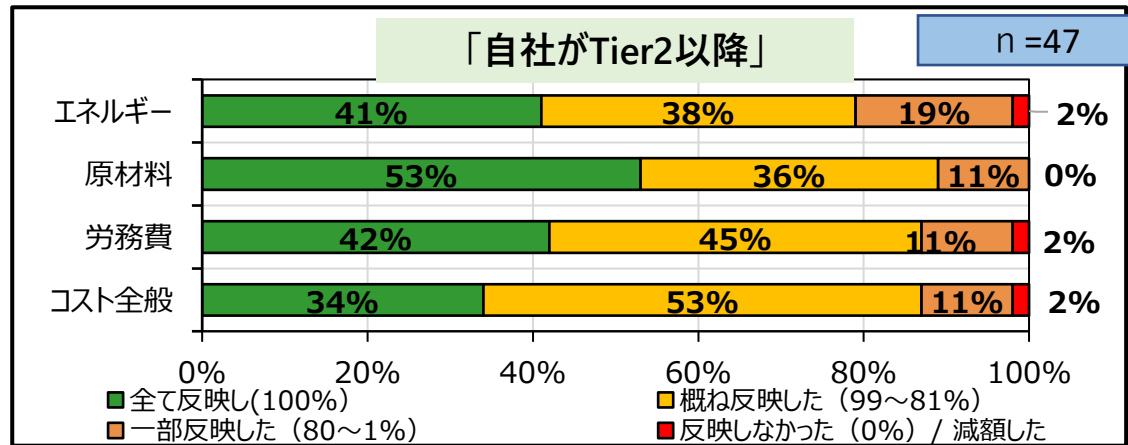
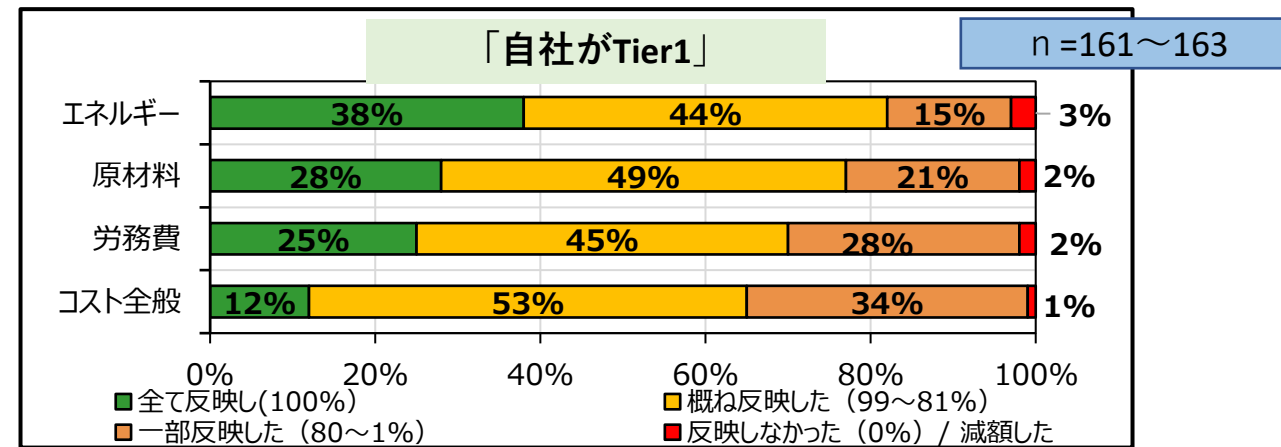
価格転嫁

「発注側」「受注側」共に、昨年の調査よりも、スコアは改善。

発注側7：2025年度に適用単価のコスト変動の反映状況



受注側11：2025年度に適用単価のコスト変動の反映状況



【発注側】

- 全費目において、「全てまたは概ね反映」の割合が約9割に達しており、価格転嫁は確実に進展している。
- 「自社がTier2以降」の方が、価格転嫁の割合が若干低い。

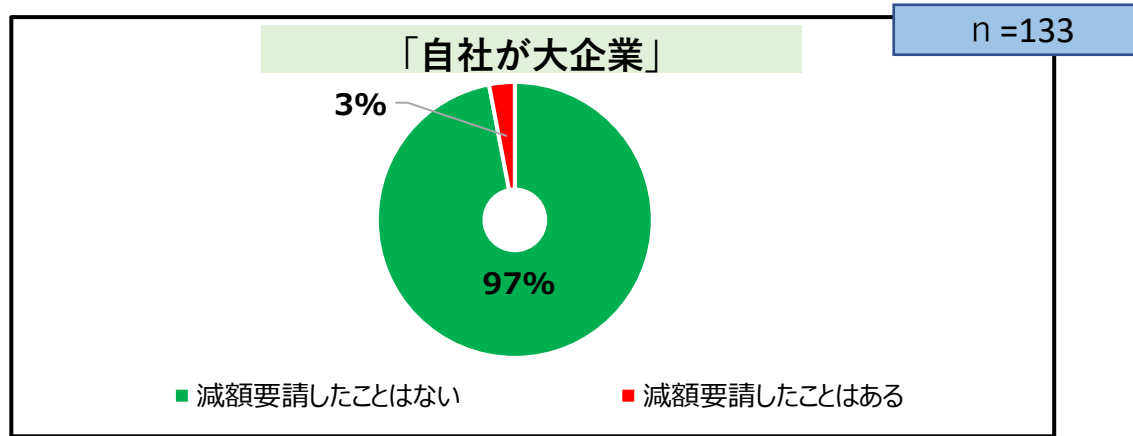
【受注側】

- 「自社がTier2以降」の方が、全費目において、転嫁を受けている割合が、Tier1企業に比べて低い。
- OEMよりもTier1の方が、価格転嫁の受入が不足している。

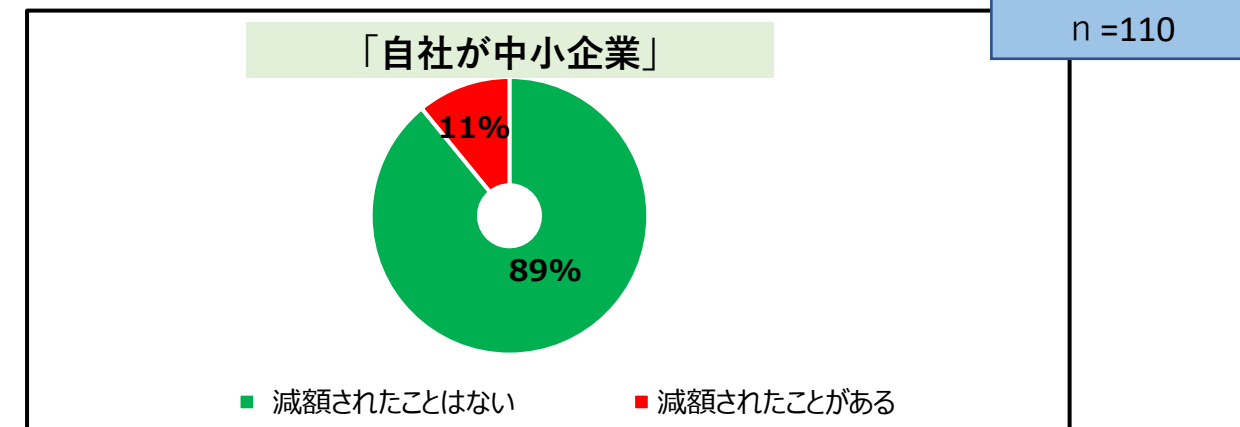
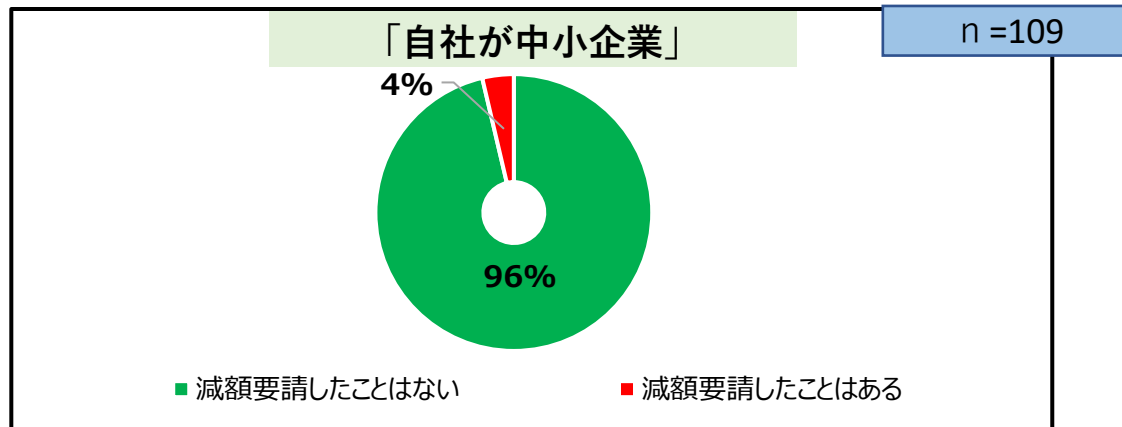
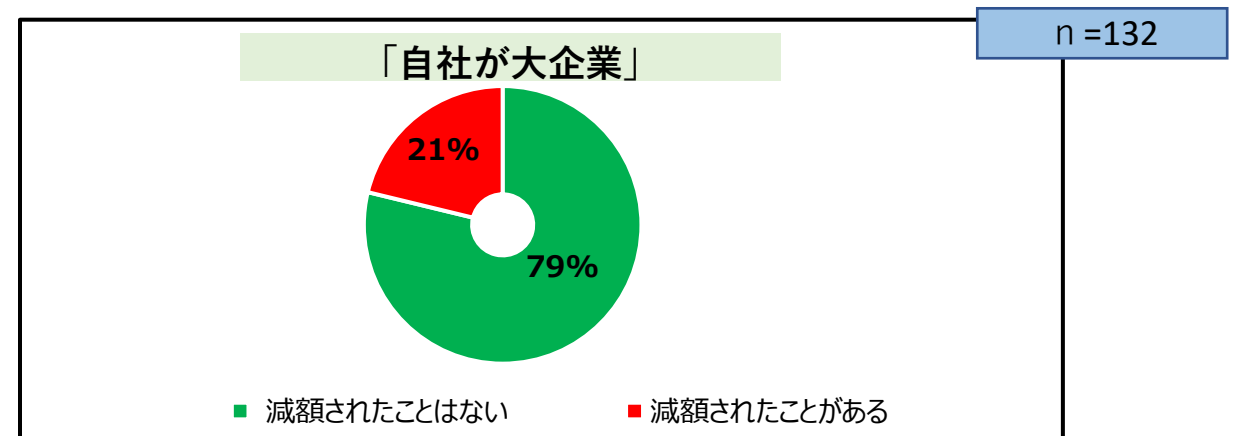
(3)回答まとめ

■減額要請（歩引きやリベート等）

発注側8：仕入先に対する支払い代金の割り戻しの実施状況



受注側15：顧客から支払い代金の割り戻しを受けた状況



【発注側】

企業規模に関わらず、殆どの企業は減額要請をしておらず、している場合も、仕入先と十分に協議しているとの回答。

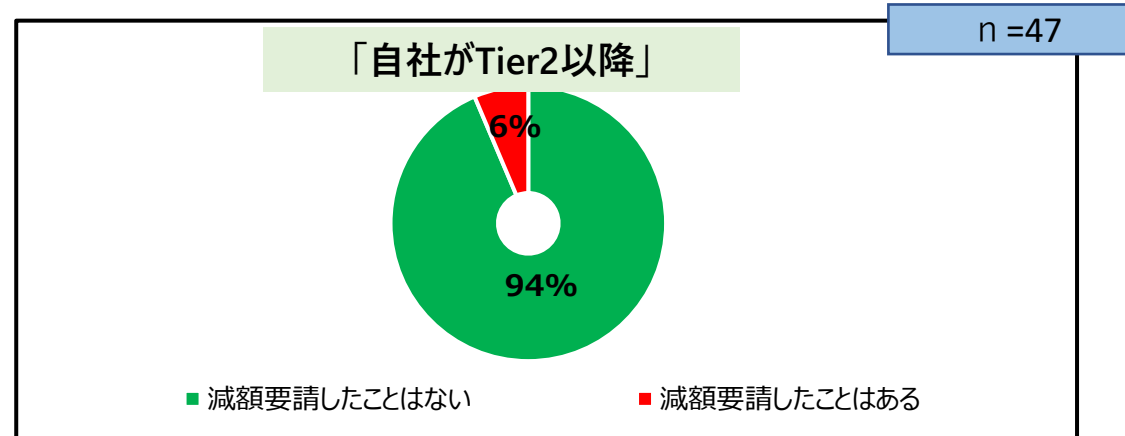
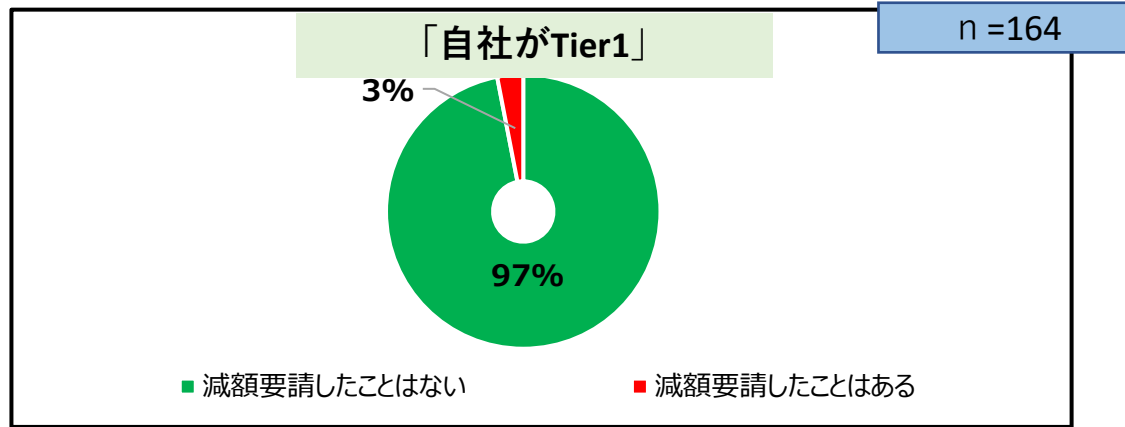
【受注側】

- 一部の企業が、顧客からの減額要請を受けている。
- 大企業の方が、中小企業よりも減額要請を受けている。

(3)回答まとめ

■減額要請（歩引きやリベート等）

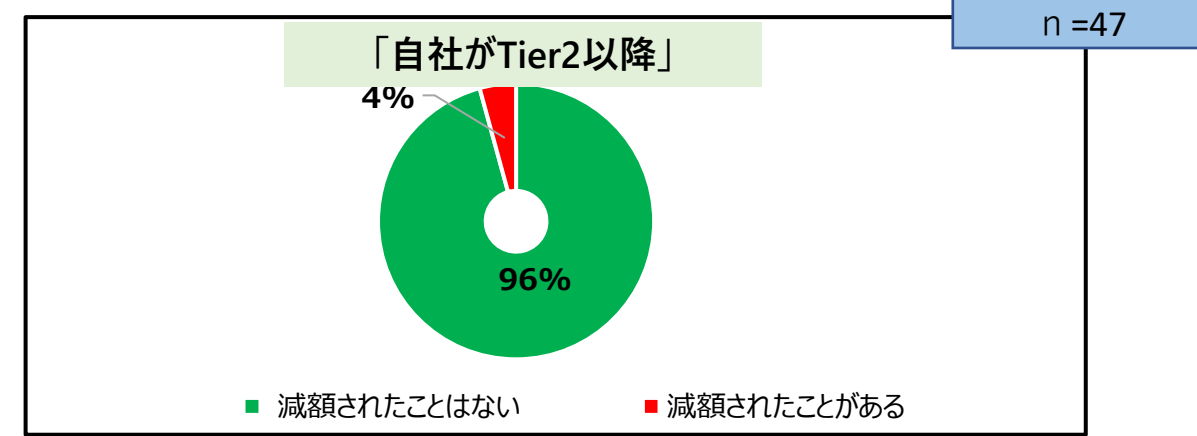
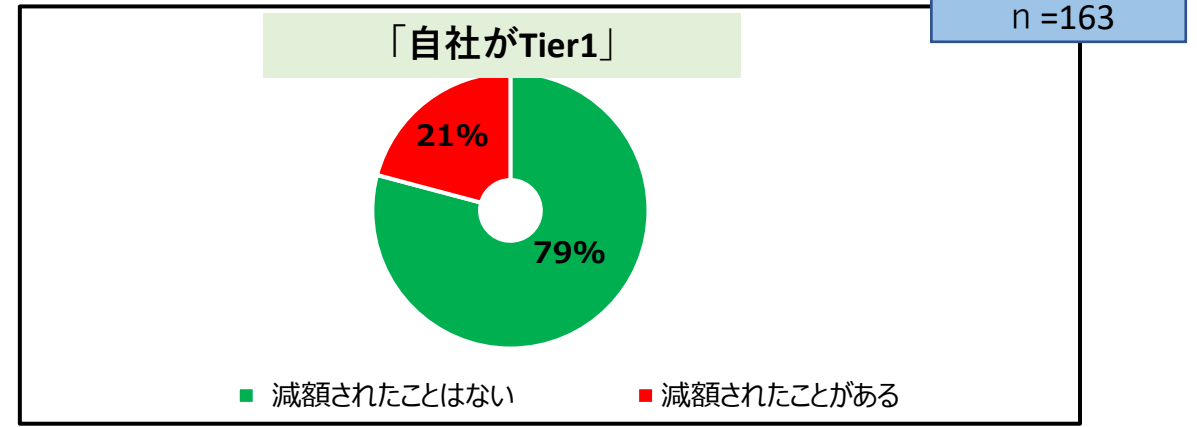
発注側8：仕入先に対する支払い代金の割り戻しの実施状況



【発注側】

Tierの階層に関わらず、殆どの企業は減額要請をしておらず、している場合も、仕入先と十分に協議しているとの回答。

受注側15：顧客から支払い代金の割り戻しを受けた状況



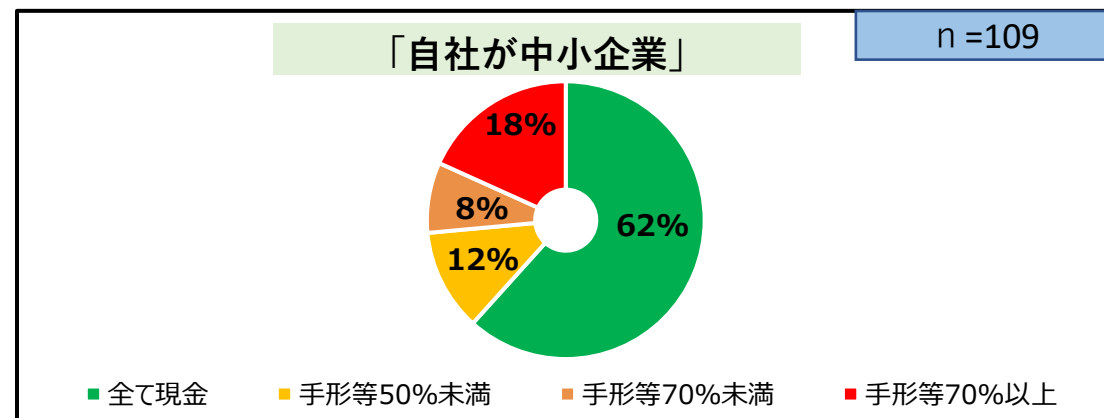
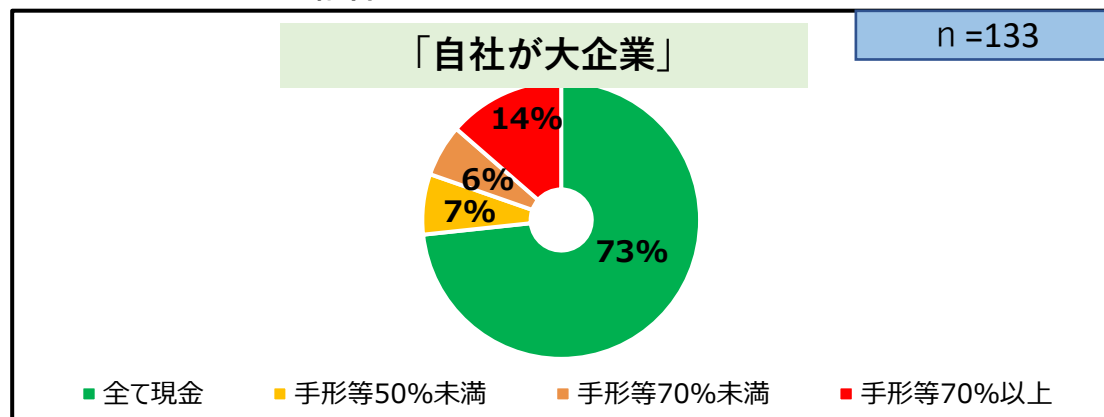
【受注側】

・Tier1企業の方が、顧客からの減額要請を受けている割合が高い。

(3)回答まとめ

■支払い条件

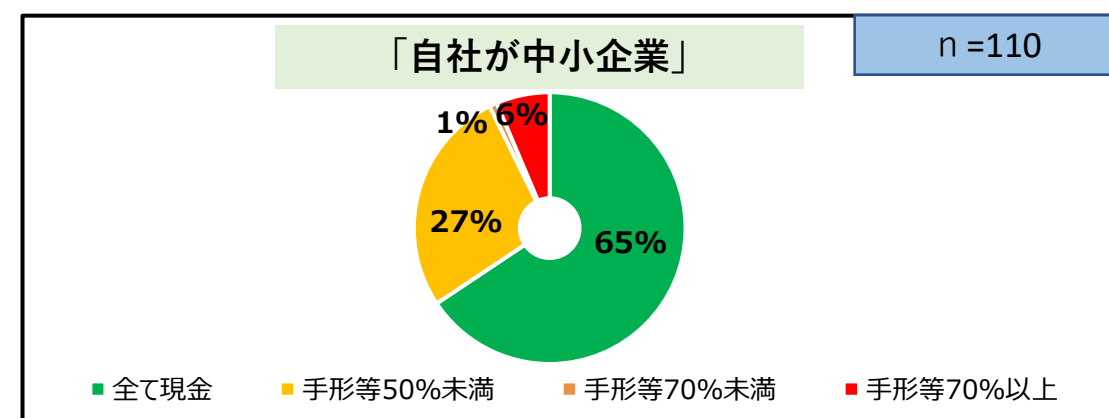
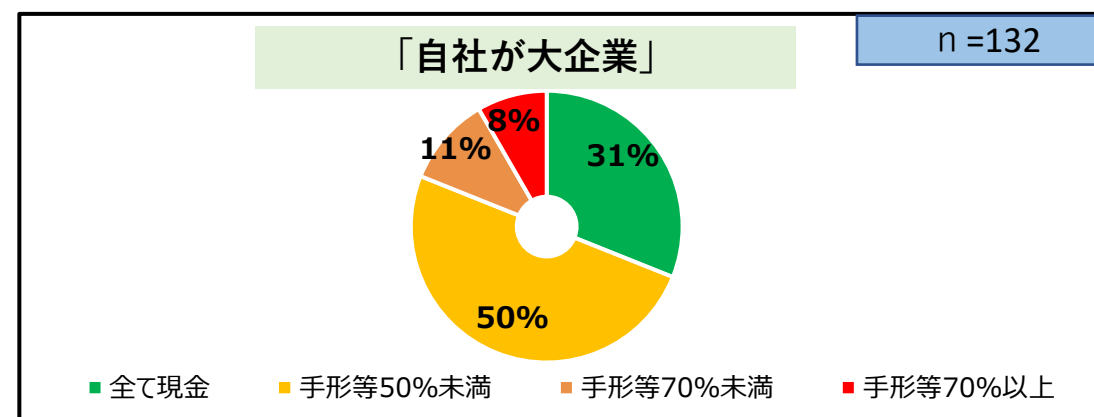
発注側10：現金払いの割合



【発注側】

- 大企業/中小企業共に、手形による支払いが残っている。
→26年1月から取適法が施行され、委託事業者から、中小受託事業者への手形支払は禁止されている為、各社において早急な対応が必要。

受注側18：取引代金の現金払いの割合



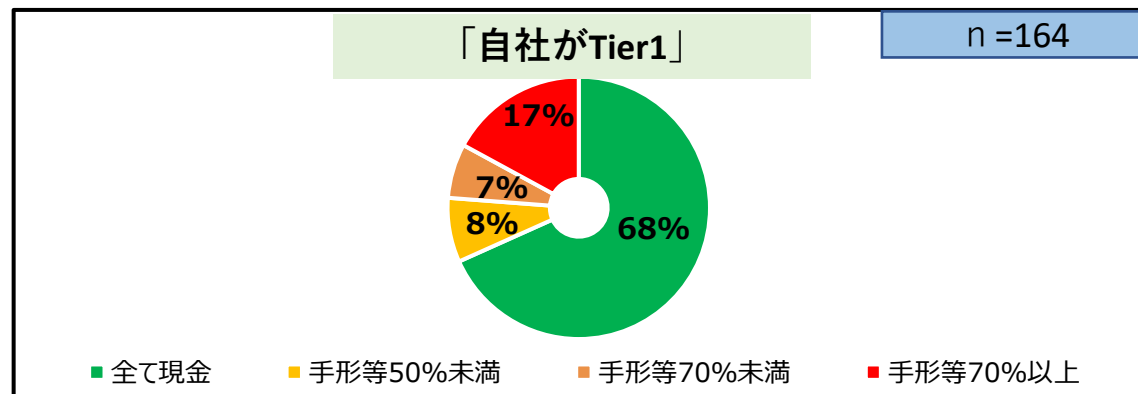
【受注側】

- 自社が中小企業の場合でも、手形での受取が35%残っており、顧客に対し、取適法の遵守を依頼していく必要がある。
- 顧客から大企業への現金払いは31%に留まっており、手形での取引が常態化している。

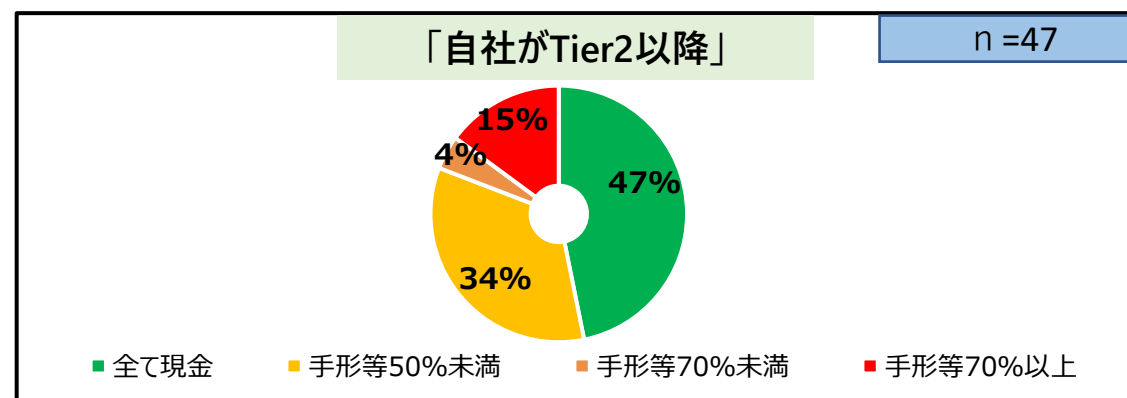
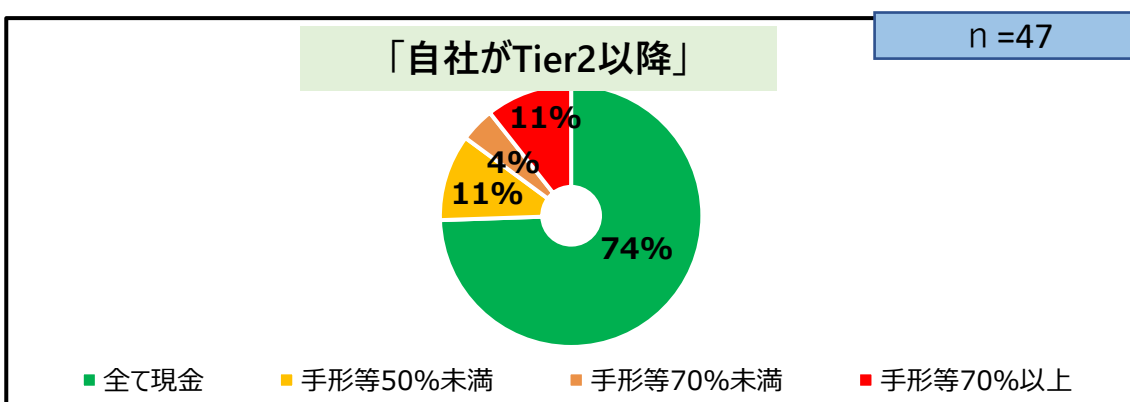
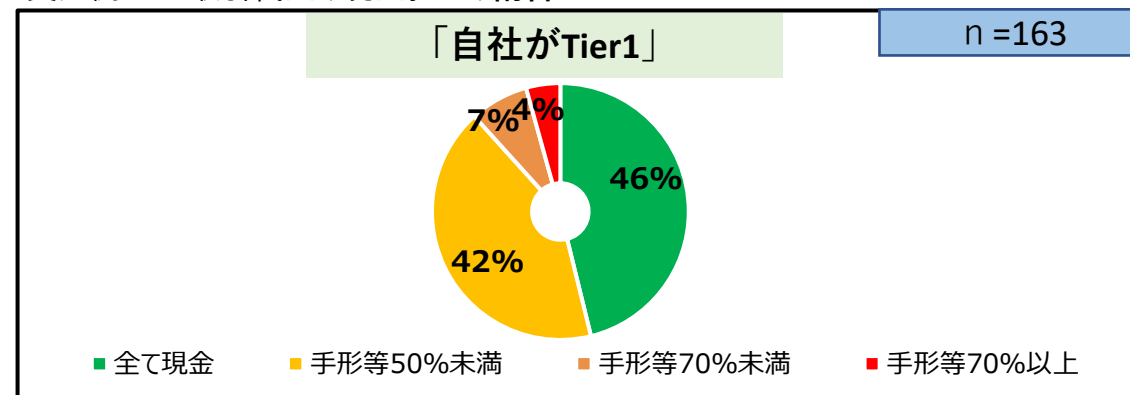
(3)回答まとめ

■支払い条件

発注側10：現金払いの割合



受注側18：取引代金の現金払いの割合



【発注側】

- Tier1/Tier2以降共に、手形による支払いが残っている。
→ 26年1月から取適法が施行され、委託事業者から中小受託事業者への手形支払は禁止されている為、各社において早急な対応が必要。

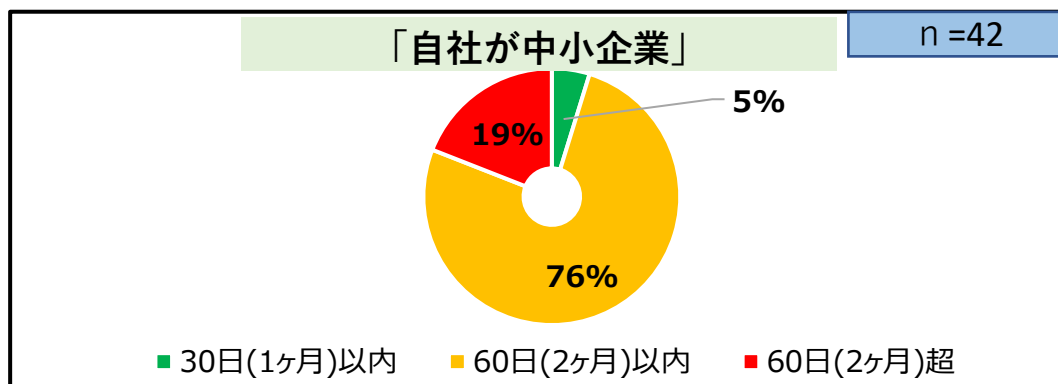
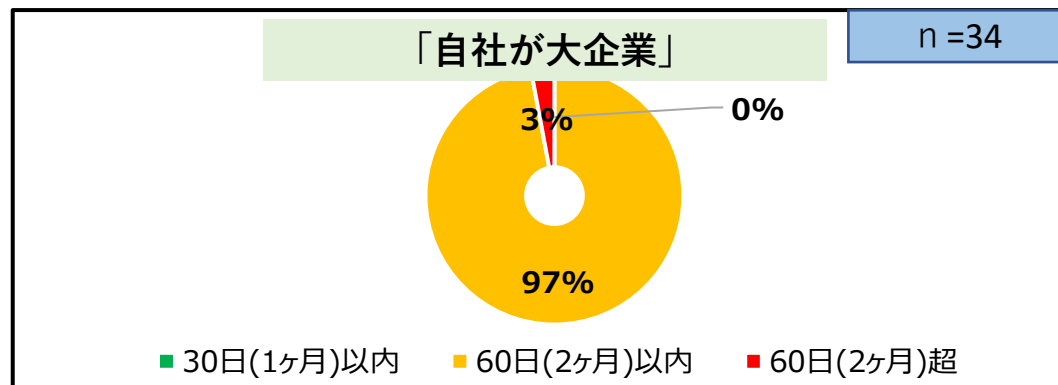
【受注側】

- Tier2以降の企業の方が、Tier1に比べて、手形等70%以上の取引が多い。
(= OEMよりTier1の方が、手形等70%以上の取引が多い。)

(3)回答まとめ

■支払い条件

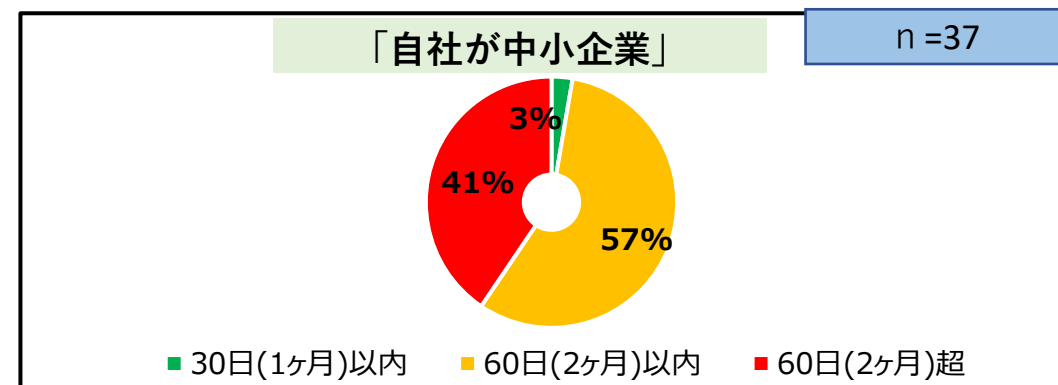
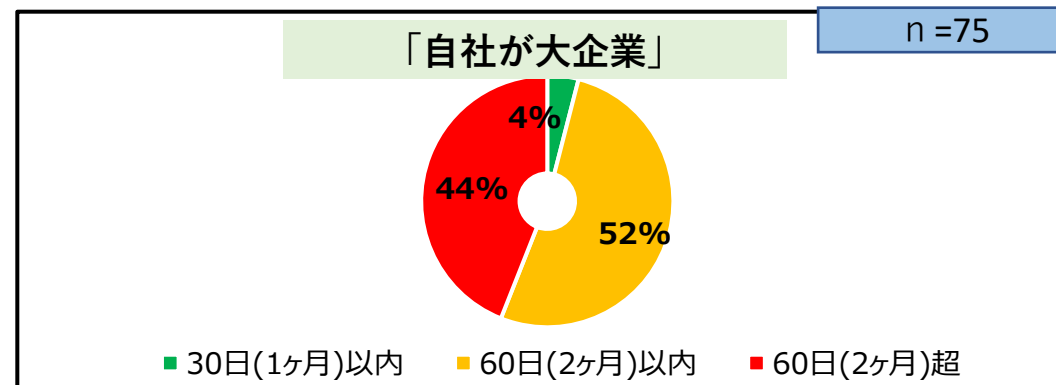
発注側12：取引代金を手形等で支払っている場合の手形等のサイト



【発注側】

- ・サイト60日超えの支払いが、大企業/中小企業共に残っている。
→26年1月から取適法が施行され、委託事業者から
中小受託事業者へは、納入後60日以内の支払い（※）が
義務づけられている為、各社において早急な対応が必要。
（※）電子債権や一括決済方式の場合も、納入後60日以内の支払が必要。

受注側20：取引代金を手形等で受け取っている場合の手形等のサイト



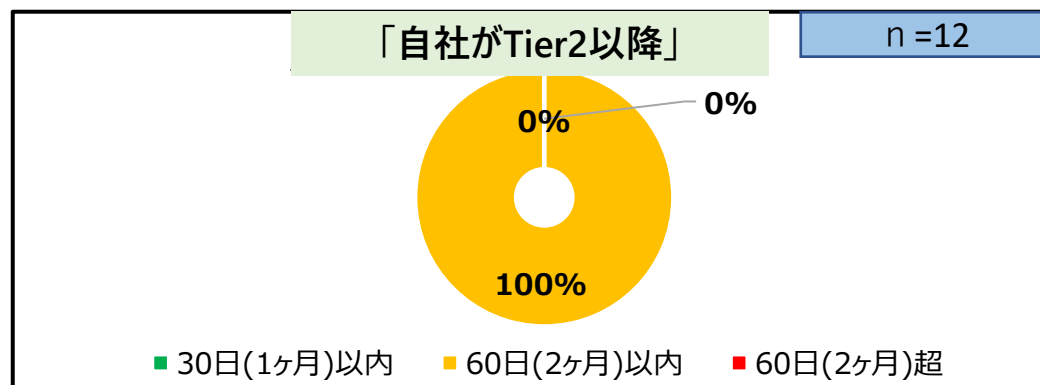
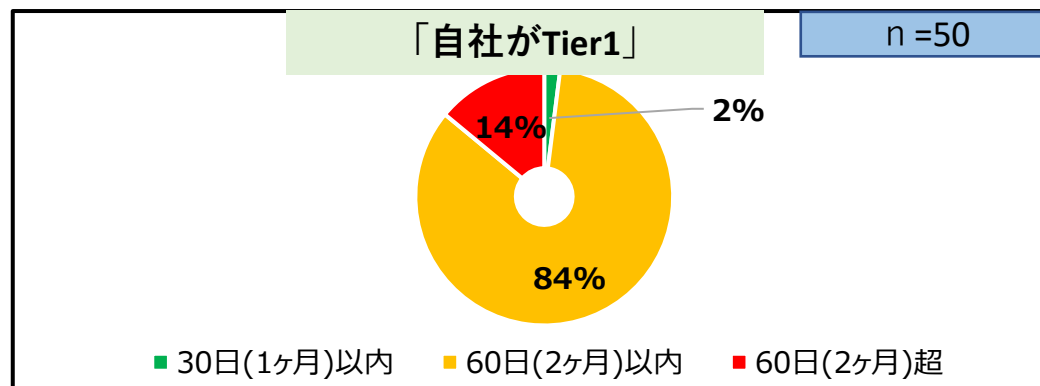
【受注側】

- ・自社が中小企業の場合でも、60日超えの手形受取りが、
41%残っており、顧客に対し、取適法の遵守を依頼していく
必要がある。
- ・大企業も、60日超えの手形受取りが44%の水準にある。

(3)回答まとめ

■支払い条件

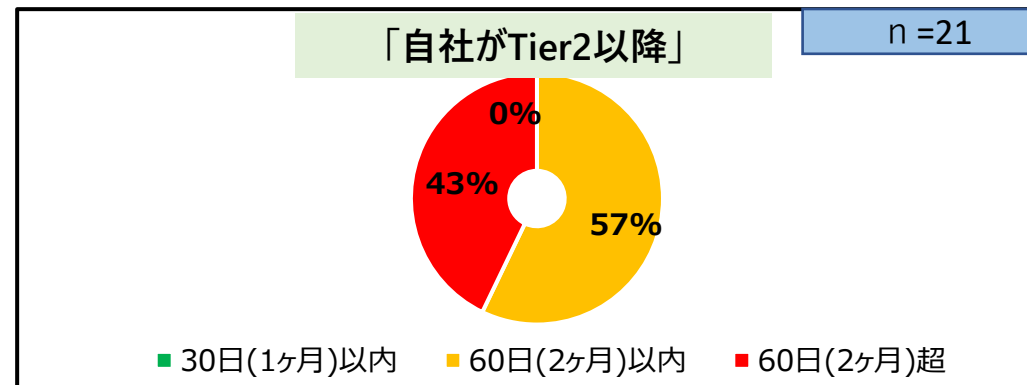
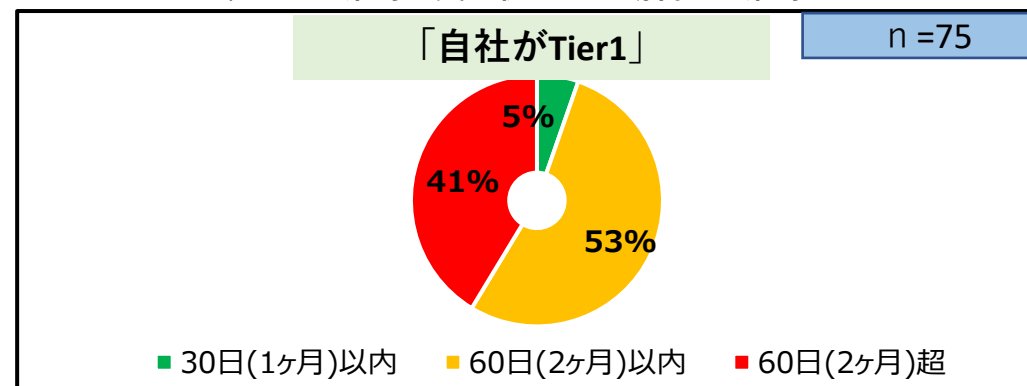
発注側12：取引代金を手形等で支払っている場合の手形等のサイト



【発注側】

- ・自社がTier1の場合、サイト60日超えの支払いが残っている。
→26年1月から取適法が施行され、委託事業者から
中小受託事業者へは、納入後60日以内の支払い（※）が
義務づけられている為、各社において早急な対応が必要。
（※）電子債権や一括決済方式の場合も、納入後60日以内の支払が必要。

受注側20：取引代金を手形等で受け取っている場合の手形等のサイト



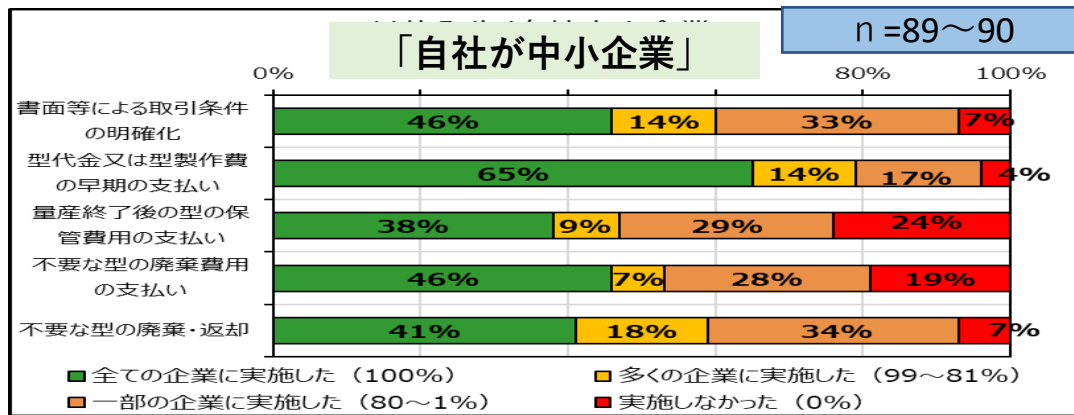
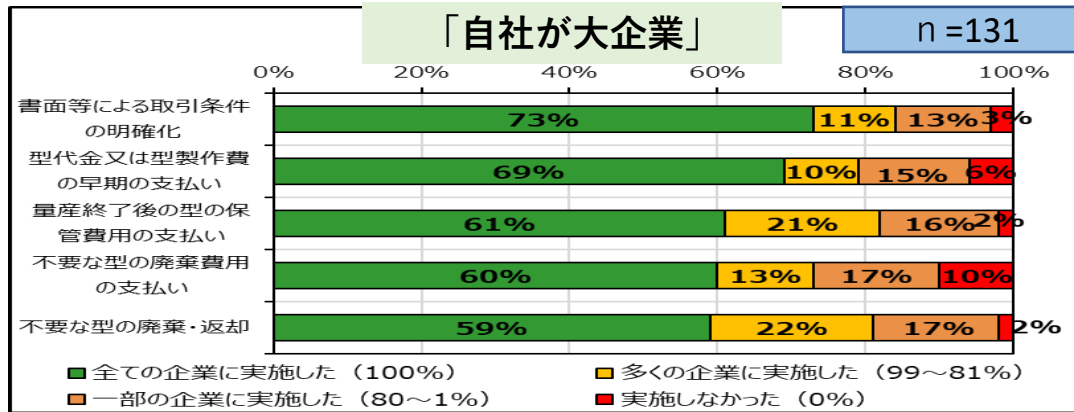
【受注側】

- ・自社がTier1の場合も、Tier2以降の場合も、60日超えの
代金受け取り割合は、約4割となっており、大差は無い。

(3)回答まとめ

■型取引

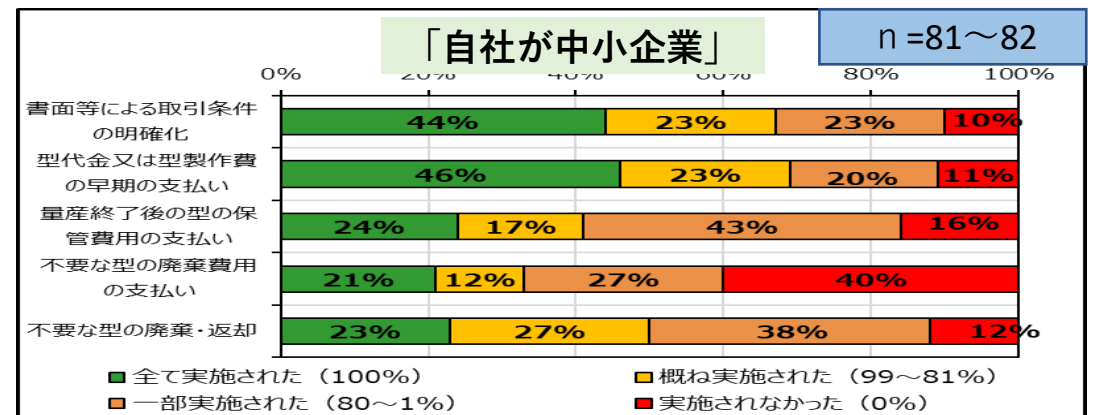
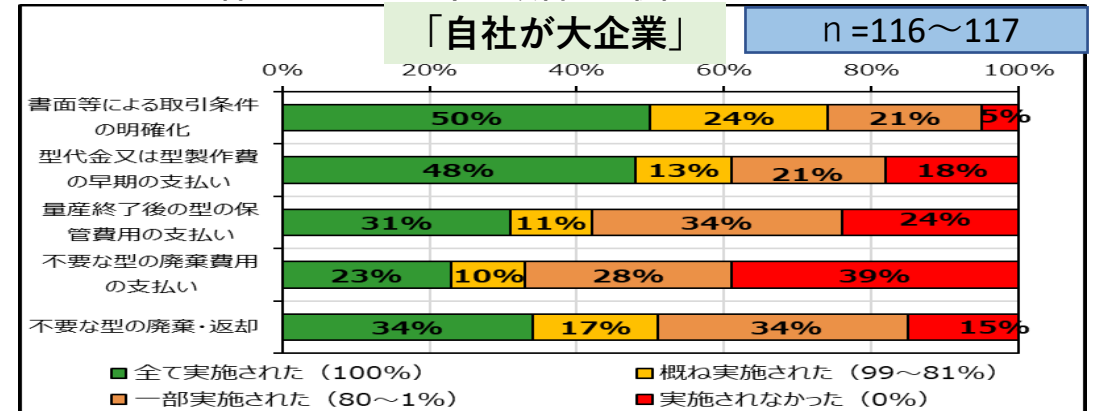
発注側25：型管理における適正化や改善への取組



【発注側】

- 全ての項目において、中小企業の取組みが相対的に遅れている。
- 「型代金や製作費の早期支払い」は、比較的浸透している。
- 「保管費や廃棄費用の支払い」「不要な型の廃棄・返却」は、相対的に取組みが遅れている。（但し、昨年からは大きく改善している）

受注側37：型管理における適正化や改善への取組



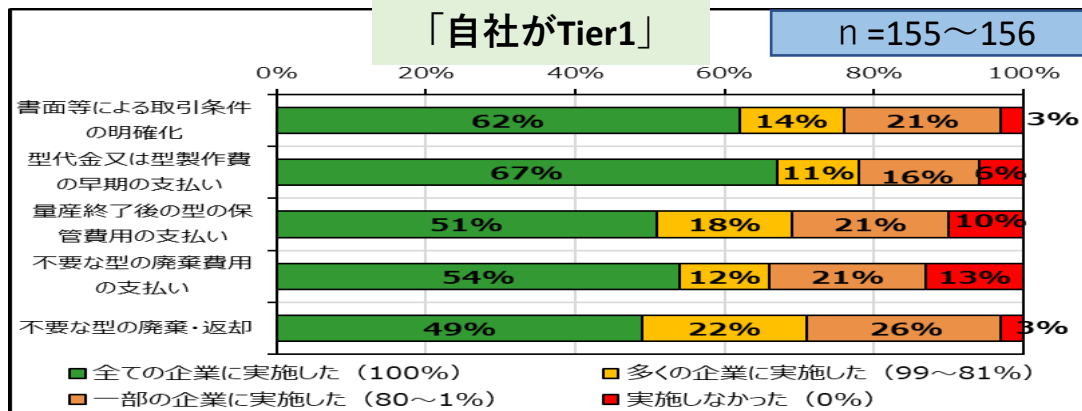
【受注側】

- 全ての項目において、企業規模による大きな差異は無い。
- 「保管費や廃棄費用の支払い」「不要な型の廃棄・返却」は、「全てまたは概ね実施」の割合が5割以下となっており、改善の余地が大きい。（但し、昨年からは、大きく改善している）

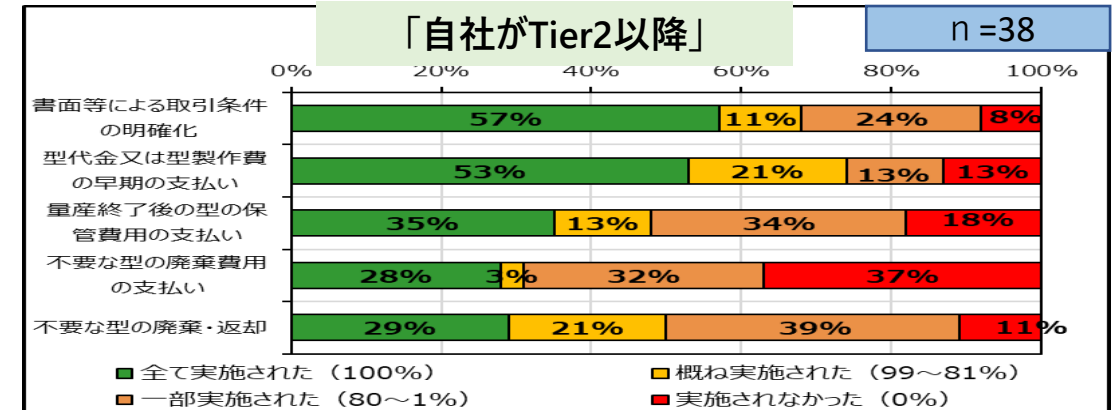
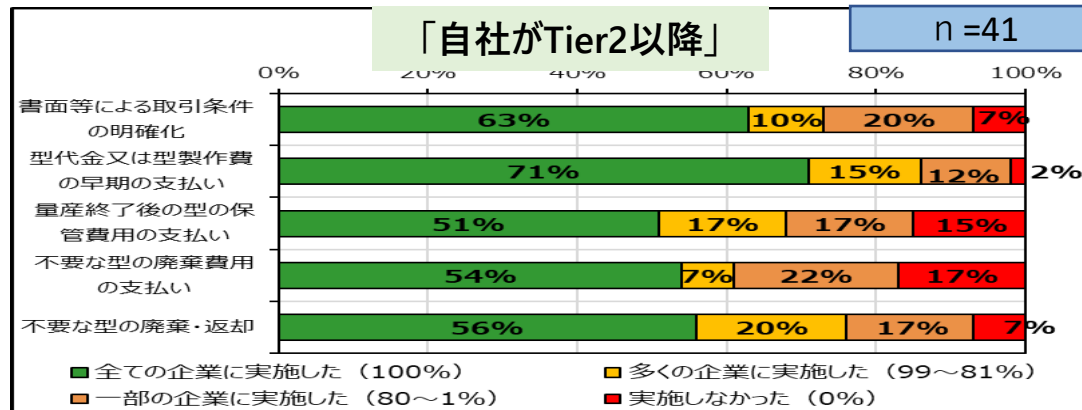
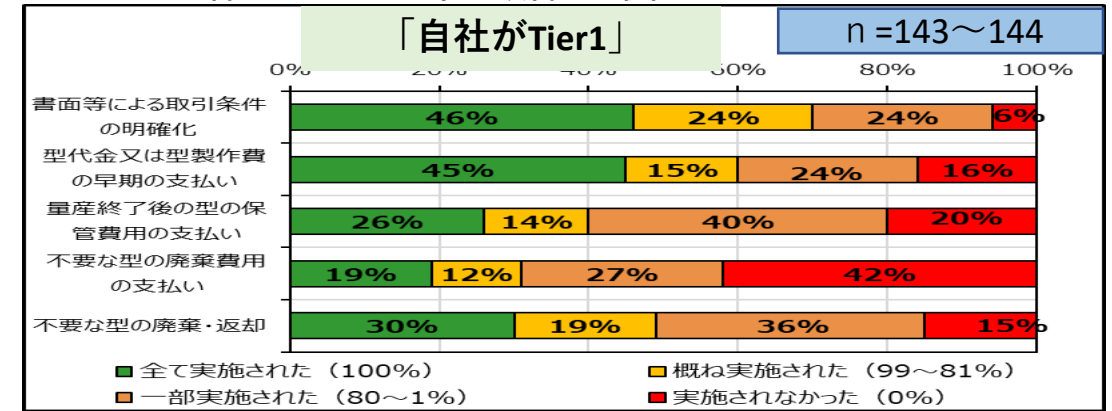
(3)回答まとめ

■型取引

発注側25：型管理における適正化や改善への取組



受注側37：型管理における適正化や改善への取組



【発注側】

- 全ての項目において、Tierの位置づけによる大きな差異は無い。
- 「型代金や製作費の早期支払い」は、比較的浸透している。
- 「保管費や廃棄費用の支払い」「不要な型の廃棄・返却」は、相対的に取組みが遅れている。(但し、昨年からは大きく改善している)

【受注側】

- 「取引条件の明確化」「型代金や型製作費の早期支払い」「保管費の支払い」は、Tier1よりもTier2の方が進んでいる。
- 「保管費や廃棄費用の支払い」「不要な型の廃棄・返却」は、「全てまたは概ね実施」の割合が5割以下となっており、改善の余地が大きい。(但し、昨年からは大きく改善している)

(4) 総括

■発注側

| | |
|------------|---|
| 価格協議 | 「全てまたは多くの仕入先と協議」した割合が高く、協議は浸透しつつあるが、中小企業の取組みが若干遅れている。 |
| 労務費の価格転嫁指針 | 公取委の指針に沿った行動が定着しつつあるが、「定期的な協議の場の設定」「定期的なコミュニケーション」「記録保管」は、中小企業の方が若干スコアが低く、また、全体としても改善の余地がある。 |
| 価格転嫁 | <ul style="list-style-type: none">・全費目において、「全てまたは概ね反映」の割合が約9割に達しており、価格転嫁は確実に進展。・自社が中小企業やTier2以降の方が、価格転嫁の割合が若干低い。 |
| 減額要請 | 殆どの企業は減額要請をしておらず、している場合も、仕入先と十分に協議している。 |
| 支払条件 | 中小受託事業者への手形支払や60日超えの支払が残っており、早急に取適法の遵守が必要。 |
| 型取引 | 「型代金や製作費の早期支払い」は、比較的浸透しているが、「保管費や廃棄費用の支払い」「不要な型の廃却・返却」は、相対的に取組みが遅れている。 |

【会員各社へのお願い】 自社の立ち位置を再確認頂き、一層の「襟を正す」活動の推進をお願いしたい。

■受注側

| | |
|------|--|
| 価格協議 | 約5割弱が、顧客からの申し出を受けており、昨年より改善。OEMよりもTier1企業からの働きかけが、若干弱い。 |
| 価格転嫁 | 特に労務費について、顧客からの転嫁が道半ば。また、大企業やTier2以降企業の方が、転嫁を受けている割合が低い。 |
| 減額要請 | 一部の企業が、顧客からの減額要請を受けている。（大企業やTier1企業の方が要請を受けている割合が高い） |
| 支払条件 | 自社が中小企業の場合でも、手形受取や60日超の受取が約4割残っており、顧客への取適法遵守の依頼が必要。 |
| 型取引 | 特に「保管費や廃棄費用の支払い」「不要な型の廃棄・返却」は、改善の余地が大きい。 |

【部工会としての取組み】自工会や政府等との連携を一層強化し、引き続き、SC全体への適正取引の浸透を図っていく。

【会員各社へのお願い】 今後も、適宜生声を聞かせて頂きたく、是非ご協力をお願いしたい。

■部工会からの説明

2. 取引適正化に関する部工会の活動状況

(1)公正取引委員会・中小企業庁の動き

(1)公正取引委員会・中小企業庁の動き

■ 規制当局からの要請

◆ 公取委による取適法違反の勧告件数(25年12月末時点) ※カッコ内は自動車関連企業の件数

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 合計 | 備考 |
|--------|--------|--------|---------|--------|-----------------------|
| 型の無償保管 | 3 (2) | 9 (5) | 16 (7) | 28(14) | - |
| その他 | 10 (3) | 12 (1) | 10 (4) | 32(8) | 代金の減額、品質検査を欠く返品、受領拒否等 |
| 合計 | 13 (5) | 21 (6) | 26 (11) | 60(22) | - |

- ・自動車関連企業への勧告が多発
- ・型の無償保管等、商慣習に関わる課題が顕在化

■ 公取委・中企庁より取引適正化への取組の要請 (12/8)

【事案の概要】

- ・量産終了し、発注数量が大幅に減少することが明らか。
- ・数量減少で1個あたり製造コストが大幅に増加することも当然想定。
- ・発注元企業は中小受託事業者と単価見直しの協議を行わず、量産時の前提で設定した単価のまま発注。→「買ったたき」に該当すると認定。

【要請事項】

- ① 業界内への周知徹底
- ② 取適法違反行為の未然防止
- ③ 関連資料(リーフレット)による啓発

自動車製造業に携わる皆様へ 別紙3

公正取引委員会と中小企業庁は、自動車製造業における取適法に違反する行為に対して監視を強化しています。取適法に違反する行為を行わないよう、自動車サプライチェーン全体で取引適正化に係る取組を徹底してください。

＼不当な経済上の利益の提供要請の禁止／

型等の無償保管

型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者に対し、型等を無償で保管させる行為

＼受領拒否の禁止・不当な経済上の利益の提供要請の禁止／

一括生産に伴う部品等の受領拒否・無償保管

納期を定めずに一括で生産させた部品等を速やかに受領せず、委託事業者が必要とする都度納品させる行為や、納品させるまで無償で保管させる行為

＼買ったたきの禁止／

量産を前提とした単価で補給品を発注

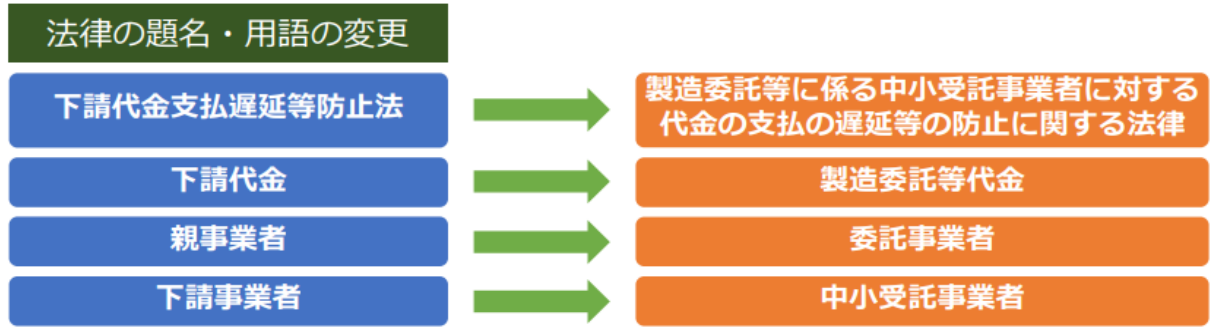
量産の終了後、発注数量が大幅に減少し、1個当たりの製造コストが大幅に増加するにもかかわらず、中小受託事業者と協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で代金の額を定める行為

(1)公正取引委員会・中小企業庁の動き

取適法への改正

【出典】公取委 取適法リーフレット toriteki_leaflet.pdf

改正事項



適用対象の拡大

- 適用基準に「従業員基準」を追加
従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます
- 対象取引に「特定運送委託」を追加
適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

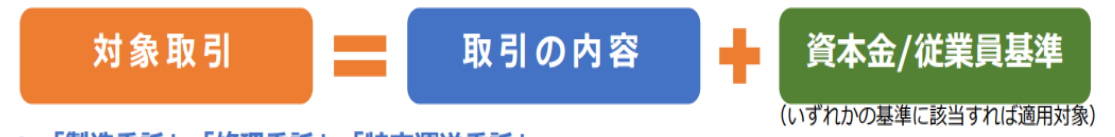
禁止行為の追加

※協議というプロセス自体を法律上義務化

- 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止
代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます
- 「手形払」等を禁止
手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています



- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)



型の保管費用に関して

※取適法運用基準に記載

中小受託事業者が所有し、委託事業者が事実上管理している
(例：型等の廃棄等に委託事業者の承認を要する等) 型等の保管費用を支払わないことも、不当な経済上の利益の提供要請に当たることを明示。

■部工会からの説明

2. 取引適正化に関する部工会の活動状況

(2)部工会の対応

(自工会との連携、26年度重点テーマ事業計画)

(2)部工会の対応：自工会との連携

- 22年12月よりサプライチェーン全体の取引適正化を図るため自工会・部工会・経産省の月次定例会を開始
- 24年度からは更にその活動を深化させ、自工会・部工会 連携強化体制を通じ、3つの柱（下記）を自工会・部工会が連携して取り組むテーマとする旨、両会で合意
- 25年度より、特に『適正取引【柱①】』と『競争力の強化【柱②】』を重点に取り組み、その両立を目指す

(1) 自工会・部工会 正副会長懇談会（24年7月）と連携強化体制の発足（24年9月）
 両会初となる正副会長同士の懇談会を開催し、より一層の連携強化をしていくことを合意
 → 連携強化体制（四半期マネジメントコミッティ、月次ステアリングコミッティ）の発足



(2) 自工会・部工会 連携強化テーマ合意（25年2月）

柱① 適正取引の更なる推進

価格転嫁の残課題に加え、より一層の取り組み推進が必要な商慣習に関わるテーマを選定

＜連携強化テーマ＞

- 労務費の価格転嫁
- 運送契約の適正化
- 型取引(廃棄促進、無償保管の根絶)

柱② 競争力の強化

会員企業と素形材団体からの声の大きさに基づき、サプライチェーン全体の競争力強化に繋がるテーマを選定

＜連携強化テーマ＞

- 品質適正化（SSA）
- 外国人材の確保
- 量変動への対応力強化


柱③ 新たな価値/社会要請への対応

サプライチェーン全体で取り組むための機運醸成を図ると共に時間軸の観点から優先したいテーマを選定

＜連携強化テーマ＞

- カーボンニュートラル（CN）
- サーキュラーエコノミー
- データ連携

(2)部工会の対応：自工会との連携＜自工会・部工会 取適法セミナー 概要＞

| | | | | |
|-------|---|-----------------------|---------------------|---|
| 目的 | 中小受託取引適正化法（以下、取適法）の改正内容および運用基準など、実務上の対応方法を正しく理解し、来年1月からの施行への身構えとして社内の運用体制の整備、構築に繋げていただく。 | | | |
| 主催 | 日本自動車工業会（自工会/JAMA）・日本自動車部品工業会（部工会/JAPIA）の共催 | | | |
| 日時 | 2025年11月21日（金）10:00～12:00（2時間） | | | |
| 形式 | ZOOM（ウェビナー） | | | |
| 内容 | # | 議題 | 説明者 | 時間 |
| | 1 | 開催挨拶 | 自工会 調達部会 加藤部会長 | |
| | 2 | 取引適正化に向けた政府の方針・政策について | 経産省 自動車課 高木 課長補佐 | 25分 |
| | 3 | 運用基準を踏まえた実務上の留意点 | のぞみ総合法律事務所 大東弁護士 | 80分 |
| | 4 | 質疑応答 | - | 10分 |
| | 5 | 閉会挨拶 | 部工会 SC部会 渡辺部会長 | |
| アーカイブ | <p>【アーカイブ動画・資料】自工会・部工会 取適法セミナー（2025/11/21開催） https://www.japia.or.jp/topics_detail34/id=6245 ※サプライチェーンに関わる皆様（会員・会員外を問わず）、幅広くご展開いただけます。 一方で、本資料およびアーカイブ動画の営利目的での利用は固くお断りしております。ご了承ください。</p> | | |  |

取適法改正1月への備えという観点から、本セミナー開催。
 両会の自主行動計画・徹底プランの改訂内容の説明については別途2月に説明会を開催する2段階の進め方とした。

(2)部工会の対応：自工会との連携 < 自工会・部工会 取適法セミナー 議題内容 >

【議題1：取引適正化に向けた政府の方針・政策】

経産省自動車課より説明

1. 政府の取引適正化に向けた取組①【制度改革等】
2. 政府の取引適正化に向けた取組②【価格交渉促進月間等】
3. その他【型取引関係等】

【議題2：運用基準を踏まえた実務上の留意点】

弁護士より説明

- I. 近時の法執行トレンド
- II. 改正の概要等
- III. 適用範囲の拡張のポイントと対応
 1. 適用範囲の変化の全体像
 2. 従業員数基準の追加
 3. 木型・治具等の製造委託の追加
 4. 特定運送委託の追加
- IV. 委託事業者が遵守すべきルールの変更のポイントと対応
 1. ルールの全体像の変化
 2. 発注内容等の明示義務
 3. 価格協議の義務化（協議に応じない一方的な代金決定の禁止）
 4. 支払に関するルールの厳格化
 5. 型等の保管要請に係るルールの厳格化
- V. 執行の強化のポイントと対応

政府の取引適正化に向けた取組①-1【制度改革等】

政府の取引適正化に向けた取組②-1【価格交渉促進月間】

その他【型取引関係】

- 2023年12月に、公取委及び中小企業庁が関係業界団体宛てに金型等の無償保管要請の防止を要請したものの、自動車業界（主に部品製造業）に対する下請法違反の勧告が続いている状況（要請後の当該勧告事案23件中11件（2025年に入って9件）が自動車関連）。

業界団体向け要請（2023年12月）

公正取引委員会 中小企業庁

【金型等の無償保管要請の防止について】

（略）金型等の無償保管要請は、下請代金支払遅延等防止法（略）に違反するものであり、公正取引委員会及び中小企業庁はかねてより、この問題の解消に向けて、（略）各種取組を行ってまいりました。

（略）公正取引委員会は、令和5年以降、金型等の無償保管要請を行った事業者に対し、（略）勧告を行っており、（略）今後、違反行為を行わないことを取締役会の決議により確認すること、下請法の遵守体制を整備すること等を求めています。

公正取引委員会及び中小企業庁としては、引き続き、この問題に厳正に対処してまいります。貴団体におかれましても、（略）金型等の無償保管要請に係る下請法に違反する行為の未然防止に努めるよう促すなど、取引適正化に資する取組を一層推進していただくようお願いいたします。

金型等の無償保管要請に係る勧告事案の概要

親事業者
自動車部品の製造委託
↓
自社所有の金型等を貸与
↓
無償注の部品に係る金型等の長期保管に要する保管費用を負担
↓
下請事業者
下請法違反

型取引について勧告を受けた事業者数
（2023年12月の業界団体向け要請以降）
2024年 6件（うち、2件が自動車関連）
2025年※ 17件（うち、9件が自動車関連）
※2025年11月13日時点

2026.1.1 施行！ 改正の背景・趣旨

改正のポイント

協議に応じない一方的な代金決定の禁止

委託事業者は、

- ① 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、
- ② 中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにも関わらず、
- ③ 当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すると、取適法違反になる。

従来の「買いたたき」の禁止をそのまま残した上で、「協議に応じない一方的な代金決定」という新たな禁止事項を追加。

従来の「買いたたき」の禁止は、価格が著しく低いことが要件となっており、認定が容易でないため、交渉プロセスに着目したルールを新たに追加したものの。

要するに、中小受託事業者から値上げの申し出があった場合に、協議のテーブルにつかないことが違法とされる（その意味で、協議に応じた価格協議をすることが実質義務化）。

NOZOMI COPYRIGHT © NOZOMI SOGO ATTORNEYS AT LAW. ALL RIGHTS RESERVED. 47

(2)部工会の対応：自工会との連携＜自主行動計画・徹底プラン改訂と併せたメッセージの発信＞

| | |
|------------|---|
| 目的 | 法の順守を大前提とし、改訂した自主行動計画・徹底プランの周知・徹底を促し、適正取引の一層の周知・浸透を図る |
| 時期 | 2026年1月5日(月) |
| 発信者 | 自工会：サプライチェーン委員会 熊倉委員長、部工会：総務委員会 齋藤総務委員長の連名 |
| 発信先 | 自工会：全会員企業の代表者、部工会：全会員企業の代表者 |
| 発信物 | 「両会共同メッセージ」、「適正取引 自主行動計画（26年1月改訂版）」、「徹底プラン（26年1月改訂版）」 |
| 発信媒体 | 両会ホームページに掲載すると共にメールにて通知 |
| 内容 (骨子) | <p>自主行動・徹底プラン改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> 取適法の施行に伴う自動車産業適正取引ガイドラインの改訂と自主行動計画・徹底プランの改訂 両会の連携を強め、議論を重ね平仄を合わせて自主行動計画・徹底プランの改訂をしたこと 自動車関連の下請法違反が相次いでおり、中企庁・公取委からのご要請も踏まえた改訂をしたこと 2月予定の自主行動計画・徹底プランの改訂に関する説明会 |

参考：適正取引推進に関する過去の発信

適正取引のさらなる推進 (R6.9)

適正取引のさらなる推進と自動車産業の競争力の強化に向けての自工会、部工会との連携強化

https://www.japia.or.jp/topics_detail34/id=5126

両会の取り組み



自動車産業の競争力強化に向けた適正取引の更なる推進のお願い (R7.9)

自動車産業の競争力強化に向けた適正取引の更なる推進のお願い

～自工会・部工会 両会会長メッセージの発信～

https://www.japia.or.jp/topics_detail1/id=5828

片山会長 & 茅本会長による共同メッセージ



(2)部工会の対応：自工会との連携＜両会連名メッセージ＞

会員企業代表者各位

2026年1月5日

一般社団法人 日本自動車工業会
サプライチェーン委員会 委員長 熊倉 和生

一般社団法人 日本自動車部品工業会
総務委員会 委員長 齋藤 克巳

自動車産業の競争力強化に向けた取組みのお願い ～適正取引推進に向けた自主行動計画、徹底プランの改訂等～

平素より、自工会および部工会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年7月の自工会・部工会の会長・副会長懇談会においては、厳しい社会・経済情勢下にあっても、適正取引の継続的な推進が自動車産業の競争力強化に不可欠であるとの認識を改めて共有し、両会長連名のメッセージ※1を通じて、各社における取組みの一層の推進をお願いしたところです。多くの会員企業の皆様のご尽力により、政府の9月価格交渉促進月間のフォローアップ調査では改善が確認されておりますが、一部には「交渉がなかった」、「転嫁が不十分」との指摘も残っており、更なる取組推進が必要と認識しています。

また、今年1月より取適法（中小受託取引適正化法）が施行され、関連法規や自動車ガイドラインが改訂されています。加えて、下請法違反事案を受け、公正取引委員会および中小企業庁より、昨年12月8日、未然防止の徹底を強く求める両会会長宛の要請文ならびに自動車製造業向けのリーフレット※2が発行されました。

こうした状況を踏まえ、自工会・部工会では、「取引適正化の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」および「徹底プラン」※3を改訂するとともに、取適法により対象が拡大される物流分野に対応した「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」※4についても改訂いたしました。

今回の改訂は、政府からの要請や法令改正の対応に加えて、自動車業界として自らが持続的な発展を実現していくための取組みでもあります。自工会・部工会の会員企業の皆様が、率先して適正な取引を推進することは、結果として業界全体の競争力向上に繋がることとなります。

つきましては、上記状況を経営トップ自らがご認識いただき、物品購入ならびに運送の発注に関わる全ての部門に対し、今回の改訂内容を周知徹底いただきますようお願い申し上げますと共に、自社のみならず関係会社への周知徹底につきましても併せてお願い申し上げます。

なお、上記部門に関わる管理者および実務者向けに今年2月頃に改訂内容に関する説明会の開催を予定しておりますので、必ずご出席いただきますようお願い申し上げます。

以上

■両会会長メッセージ「自動車産業の競争力強化に向けた適正取引の更なる推進のお願い」※1

https://www.japia.or.jp/topics_detail1/id=5828

■「取引適正化の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」および「徹底プラン」※3

https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/torihikitekiseika/JAPIA_jisyukoudoukeikaku_kaitei_25.12.pdf

https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/torihikitekiseika/JAPIA_tetteiplan_kaitei_25.12.pdf

「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」※4

https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/buturyu/2512_JAPIA%20Logistic%20Action%20Plan.pdf

■参考情報：

① 自動車製造業向け「取適法違反事例ポイント」をまとめたリーフレット（公取委・中企庁より会員企業へ周知要請）※2

https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/torihikitekiseika/jishukoudoukeikaku/20251208_JFTC%26SMEA%20Request.pdf

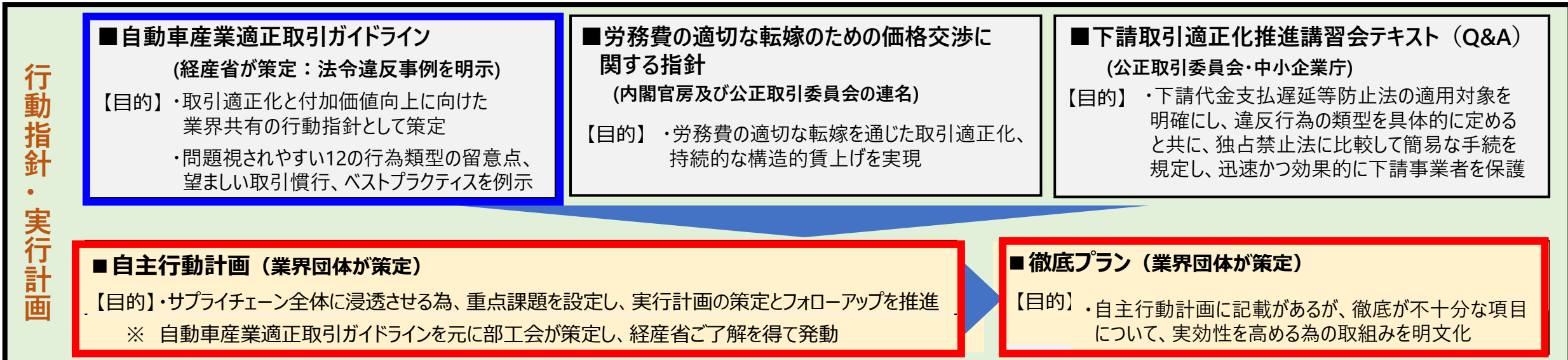
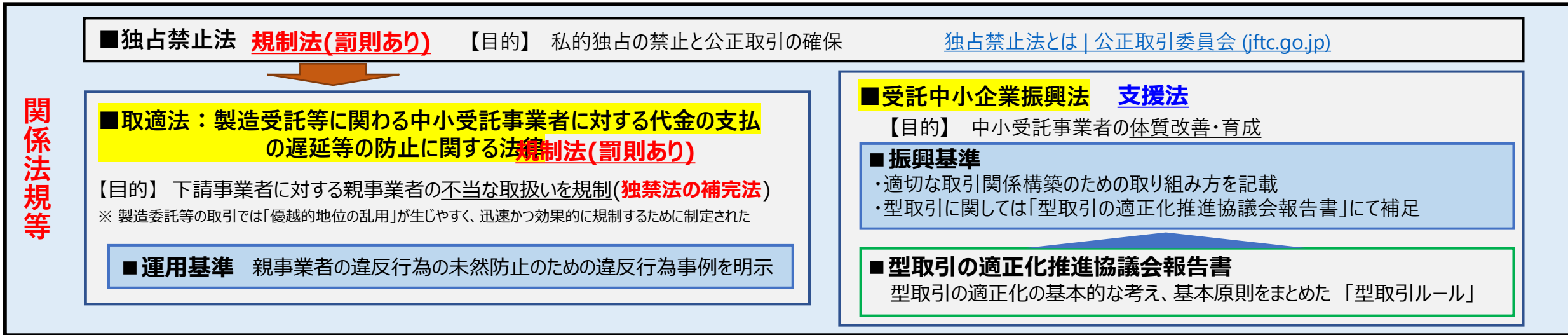
② 11月21日に開催した取適法セミナーのアーカイブ配信

https://www.japia.or.jp/topics_detail34/id=6245

自動車産業の競争力強化に向けた取組みのお願い～適正取引推進に向けた自主行動計画、徹底プランの改訂等～ | 一般社団法人 日本自動車部品工業会

https://www.japia.or.jp/topics_detail1/id=6314

(参考) 自主行動計画・徹底プランの位置づけ



(2)部工会の対応：自工会との連携＜自主行動計画・徹底プラン改訂に関する説明会＞

中小受託取引適正化法テキスト内容（自動車業界の留意事項）および自工会・部工会の自主行動計画・徹底プランの改定内容に関する説明会を開催。併せて、運送契約が取適法適用になることから物流 自主行動計画の改定内容も説明。

| | | | | |
|---|---|---|-------------------|-----|
| 背景目的 | 中小受託取引適正化法（以下、取適法）の改正、自動車産業適正取引ガイドラインの改訂を受けて、自工会・部工会では自主行動計画及び徹底プランを改定したことから、会員企業にその趣旨及び改定内容を伝え、対応を要請し、適正取引の更なる浸透を図る。 | | | |
| 主催 | 日本自動車工業会（JAMA）・日本自動車部品工業会（JAPIA）の共催 | | | |
| 日時 | 2月24日（火）14:00-16:00 | | | |
| 対象 | 自工会、部工会 会員企業の仕入先管理部門、運送契約管理部門 | | | |
| 形式 | ZOOM（ウェビナー） | | | |
| 議題 | # | 内容 | 説明者 | 時間 |
| | 1 | 中小受託取引適正化法の概要説明 ・自動車製造業として、違反事例等を踏まえ特に留意すべき点を中心に解説。SC全体の法令遵守認識向上を目的 | 公取委 児玉様 | 30分 |
| | 2 | 自工会 自主行動計画・徹底プラン改定 ・自主行動計画・徹底プランの主な改定内容（公取・中企庁との協議ポイント等）等 | 自工会 中井様 部工会 駒橋 | 20分 |
| | 3 | 物流 自主行動計画の改定と物流支援ツールの見直し (1) 特定運送委託としての取適法適用の概要とそれに伴う留意点 (2) 物流 自主行動計画の改訂と物流支援ツールの見直しの内容 | 自工会 伊藤様 部工会 森 | 20分 |
| | 4 | 質疑応答 | - | 20分 |
| 冒頭と終わりの挨拶：自工会 調達部会長、部工会 サプライチェーン部会長にて実施 | | | | |
| 資料 | ①取適法テキスト、自動車ガイドライン、②適正取引 自主行動計画・徹底プラン ③物流 自主行動計画・物流支援ツール（事前配布） | | | |
| その他 | 両会員企業へ案内を発信済 説明会終了後、部工会ホームページへアーカイブを配信（会員＋会員以外）期間：3か月間予定 ※会員外へは会員へ展開を依頼 | | | |

(2)部工会の対応：自工会との連携＜自主行動計画・徹底プラン改訂の概要＞

■ 改訂の概観

| ポイント | 目的 | 内容 |
|--------------------------|-----------------------------------|---|
| ① 取適法への改正に対応するための改訂 | 取適法改正・自動車産業適正取引ガイドライン改訂を反映 | <ul style="list-style-type: none"> 用語の変更～下請事業者→中小受託事業者など 価格協議の義務化を記載 手形払等の禁止を反映した支払い条件への変更 |
| ② サプライチェーン全体の取引適正化のための改訂 | 公取委・中企庁に運営実態をご理解いただいたことを通じた記載内容反映 | <ul style="list-style-type: none"> 従業員基準の追加に係る確認頻度の記載 型等の保管費の支払いに向けた算出方法の記載 |
| ③ 法令遵守に真摯に取り組むための改訂 | サプライチェーンの生声を反映 | <ul style="list-style-type: none"> 労務費の価格転嫁の指標、対象期間等の修正 型取引の型保管、保管費支払い等の修正 |
| ③ 法令遵守に真摯に取り組むための改訂 | 相次ぐ勧告を踏まえた公取委・中企庁の要請事項を反映 | <ul style="list-style-type: none"> 受領拒否の禁止・不当な経済上の利益の提供要請の禁止～一括生産に伴う部品等の受領拒否・無償保管 買ったたきの禁止～量産品を前提とした単価で補給品を発注 |

自主行動計画・徹底プラン（2025.12改訂）
https://www.japia.or.jp/topics_detail34/id=6305



(2)部工会の対応：26年度 部工会 重点テーマ

【方針】急速な技術革新や消費者ニーズの変化、地政学リスクや自然災害など、業界・社会構造が大きく変化する中、個社だけでは解決できない自動車SCを横断する課題に取り組む。

| 考え方 | テーマ |
|------------------------------|---------------|
| 足下で問題が発生しており、 今、対応が必要なもの | 取引適正化 |
| | 物流強靱化 |
| | 品質適正化 |
| | 経済安全保障 |
| 将来的な規制や潮流を踏まえ、 今、取り組むべきもの | デジタル（データ流通基盤） |
| | サーキュラーエコノミー |
| | オープンイノベーション |
| | カーボンニュートラル |

26年度 「取引適正化」実施事項

- ①価格転嫁：
ティア深くの転嫁率向上のため素形材団体との連携やツール・セミナーの充実等を進め、ティア深くに直接働きかけを行うことで更なる浸透を図る。
構造課題のコスト転嫁は必要性を鑑み段階的に訴求。
- ②商習慣見直し：
型保管費支払の事例を収集・共有し、一括生産ルールなど適正価格設定の課題を深掘して対応策を具体化。
内示と発注差など潜在的課題を洗い出し、対応方針を整理。
- ③パ宣言拡大：
会員企業への個別訪問や仕入先の宣言率向上の為の取組み事例等の共有を図る。
OEM各社からの要請の実施を自工会と相談。
- ④取適法対応：
会員企業、素形材団体へのヒアリング等で運用上の課題の収集、取組み事例の共有、政府・自工会との意見交換/要望、を通じて対策の方向性を示す。

(2)部工会の対応：パートナーシップ構築宣言拡大について



目指すこと :サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等
を越えた新たな連携

具体的行動 : 受託中小企業振興法 に基づく
「振興基準」の遵守(*) ←対象は 取適法対象仕入先

(*)取引適正化の重点5分野

- ① 価格決定方法の適正化
- ② 型取引の適正化
- ③ 支払条件の改善
- ④ 知的財産・ノウハウの保護
- ⑤ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

部工会の自主行動計画に合致
||
パートナーシップ構築宣言は
自主行動計画実践の一環

(2)部工会の対応：パートナーシップ構築宣言拡大について

適性取引をサプライチェーン深くに浸透させる為、部工会会員が率先垂範 → 会員企業に積極的な宣言を呼び掛け

◆ 24年度の主な取組み

- ・ 会員への再周知活動
- 24年8月～：委員会/部会/支部報告会/メルマガ等
- ・ 未宣言会員へのヒアリング、アンケート(24/9、対象61社)

・なんらかの障害がある : 23%
・障害はないがメリットを感じない : 77%

【認知・理解促進活動を展開】

- ・ 正副会長連名による会員企業への依頼文郵送 (24/11)
- ・ 正副会長等による会員企業トップへの個別訪問 (19社)

◆ 25年度の主な取組み

- ・ 正副会長等による会員企業トップへの個別訪問の継続
- 27社訪問済み(～10月末)
- ・ 幹部企業による会員企業トップへの個別訪問(計画中)
- ・ 会員企業に対し、仕入先が集まる場 (総会や説明会など)での部工会活動の紹介やパ宣言の周知を依頼
- ・ 部工会総会 (5月) や本部・支部の会合での依頼

◆ 会員企業のパートナーシップ構築宣言社数の推移

2023年1月 101社
↓
2026年2月 251社

| | 総数 | 宣言数 | 宣言率 |
|------|-----|-----|-----|
| 中小企業 | 226 | 89 | 39% |
| 中堅企 | 110 | 72 | 65% |
| 大企業 | 96 | 90 | 94% |
| 計 | 432 | 251 | 58% |

- ・ 中小企業: 資本金3億円以下または従業員300名以下
- ・ 中堅企業: 資本金3億円超かつ従業員300名超～2000名以下
- ・ 大企業 : 上記以外

(2)部工会の対応：パートナーシップ構築宣言拡大について

パートナーシップ構築宣言のメリット（主なもの）

補助金等の優遇措置

- ・国や地方自治体の**補助金等**について、審査の際に加点などの**優遇措置**が受けられます。

融資

- ・合理化等のための設備投資を行う場合、パ宣言の公表等を条件に、**日本政策金融公庫の関連融資**制度が利用可能です（企業活力強化資金）

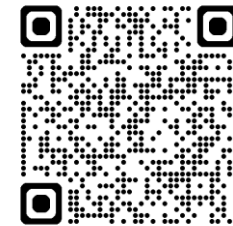
税制

- ・一定規模以上の企業については、賃上げを実施した場合に、**賃上げ促進税制の適用**（賃上げ額の一部を法人税などから税額控除）を受けられます。
- ・過去5年間にM&Aを実施した中堅・中小企業については、パ宣言の公表等を条件に、**中堅・中小グループ化税制の適用**を受けられます。

その他

- ・パ宣言の**ロゴマークの使用**ができます。

☞ 宣言するメリット：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (biz-partnership.jp)



■部工会からの説明

2. 取引適正化に関する部工会の活動状況

(3)政府の動き

(3)政府の動き：新しい会議体の設置 「自動車サプライチェーン取引適正化会議」

| | | 内容 |
|-------|-----|--|
| 背景 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車業界は、<u>長年の商慣習等あり、直接の取引先の更に先の取引階層まで取引適正化を浸透すべく、サプライチェーン全体で取り組んでいくことが重要</u> ・令和8年1月より取適法が施行され、取引適正化への社会の関心が一層高まる中、<u>自動車製造事業者や大手自動車部品製造事業者が中心となって取り組んでいる活動の進捗等についても改めて対外的に発信していくことで、自動車業界の各取引階層での取引適正化に係る取組の難しさや課題等を共有しつつ、互いの立場を乗り越えてそれら解決に向けて取り組んでいくことも重要</u> |
| 目的 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車業界のみならず、関係省庁含む関係者を交えた<u>定期的な確認及び協議の場を設けることにより、自動車業界における課題等やそれら解決に向けた取組を見える化し、自動車業界における取引適正化の更なる進展を確保する。</u> ・経済産業省製造産業局において「<u>自動車サプライチェーン取引適正化会議</u>」を設置 |
| 会議の概要 | 構成員 | <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者：神奈川大学 細田名誉教授、法政大学 馬場教授 ※自動車取引適正化研究会座長、委員 ・自動車製造事業者：調達部会 本間部会長（トヨタ）、龍田副部会長（日産）、古澤副部会長（ホンダ）、越智委員（いすゞ） ・自工会：松永専務理事 ・部品製造事業者：SC部会 渡辺部会長（豊田合成）、岩井副部会長（デンソー）、田村委員（しげる工業） 中小企業施策委員会 石川委員長（石川ガスケツト） ・部工会：大下専務理事 ・素形材産業界：熱処理、金型、鍛造、鋳造、プラスチック製品工業、金属プレス、ダイカスト、粉末冶金 ・経産省、関係省庁：経産省 ※公取委・中企庁はオブザーバー ・議事内容に応じて参加：金型工業会、金属熱処理工業会、金属プレス工業協会、ダイカスト協会、鍛造協会、鋳造協会、プラスチック製品工業、粉末冶金工業会 |
| | 日程案 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議：第1回 2/5「自工会・部工会の取引適正化の取組み」、第2回 4月「型の取り扱い」、 第3回 9月「補給品の取り扱い」、第4回以降 1回/半年～1年 ・アンケート：2/中旬～3月/上旬（第2回以降の会議に向けて）※次々頁 |
| URL | | 第1回 自動車サプライチェーン取引適正化会議 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/automotive_supply_chain/001.html |

■部工会からの説明

2. 取引適正化に関する部工会の活動状況

(4)まとめ

(4)まとめ：取引適正化に向けた今後の取組み

【考え方】

- ・部工会は自動車産業サプライチェーンの「結節点」であることを認識のうえで、**関係省庁や関係団体等と連携し、取引適正化の更なる推進**を図る。

【取組み】

- ・**価格転嫁等でSC全体で活用できる各種ツールや手引き**の改善等を提供しつつ、継続的に支援。
- ・取引適正化をSC深くへ浸透させる為に、関係省庁、自工会、素形材団体等との連携を強化、より**多くの会員企業に取引適正化に取り組んで頂くのに有益な情報を提供し、実効性あるアクション**に繋げる。
- ・「型等の無償保管」、「一括生産に伴う部品等の受領拒否・無償保管」、「量産品を前提とした単価で補給品を発注」等の**商習慣見直し**に取り組む。

当会として上記取組みを進めてまいりますので、当会の「自主行動計画」および「徹底プラン」に沿って、各社の取引適正化の更なる推進をお願いします。

様々な活動をより有益なものにしていく為に、当会活動に対する率直なご意見を頂きたく、宜しく申し上げます。

⇒《ご連絡先》部工会業務部 gyoumu@japia.or.jp